

戦前期『婦人公論』における職業婦人イメージの形成と変容

濱 貴子 (工学部教養教育)

一 はじめに

本稿では、戦前期の婦人雑誌『婦人公論』に掲載された職業婦人に関する記事を検討することを通じて、中流家庭の教養女性を中心とした読者層に対する職業婦人イメージの形成、変容とその意味を明らかにする。

戦前期の日本では、第一次世界大戦を契機とする産業化の進展や第三次産業の拡大に伴う安価で柔軟な労働力需要の高まりなどの市場要因と、物価騰貴と不況による新中間層を中心とした生活難の進行や家庭生活文化・モダン文化の広まり(南+社会心理研究所 一九六五、一九八七)といった家庭要因とが相俟って、賃金労働に従事する女性の数は飛躍的に増加していった(内閣府統計局編 一九二九、一九三五、総理府統計局編 一九四〇)。さらに、女子の義務後教育機関への進学率の高まり(福島・村越二〇〇五)は一定以上の知識や技術を必要とする事務的、専門的な色彩の職業に女子が参入する機会の拡大をより一層後押ししていた。

このように実態レベルでは職業に就く女性が増加する一方で、当時思想レベルでは「良妻賢母思想」と「女性解放思想」とが存在していた。近代的な性別役割分業観を特徴とする「良妻賢母思想」は、高等女学校を中心とした女子教育の進展を背景に国策として広がっていき(小山一九九一、稲垣二〇〇七)、また、メディアを通じて魅力的な主婦イメージが形成されていった(牟田二〇〇〇、木村二〇一〇)。その一方で、女性個人としての自由や平等といった権利の獲得を特徴とする「女性解放思想」も青鞥社の活動をはじめとして、一九二〇年代以降に婦選運動や無産婦人運動などさまざまな婦人運動が展開されていくなかで萌芽し、育まれていった。

そのような状況のなかで、専門・技術、芸術・芸能・マスコミ関係、事務、接客・サービスといった領域を中心に職業に就く女性は「職業婦人」と呼ばれるようになる。

先行研究は、彼女らを近代的職業進出のさきがけであり女性解放を体現する存在としてみなし、増加の背景や実態、また彼女らの存在が良妻賢母規範・家制度(家父長制)に与えたインパクトなど、戦前における職業婦人の構造と社会的影響を明らかにしてきた(岩下一九六九、永原一九八二、村上一九八三、米田一九九四など)。つまり、従来の職業婦人研究では、「職業婦人」と「良妻賢母」は対立するものとして構図が描かれていた。

このような職業婦人と良妻賢母を対立関係でとらえる構図は、先行研究においてその修正を促す言及がなされてきている(小山同上、林・中根二〇〇五)。¹しかし小山の研究は良妻賢母思想を中心とした研究であり、職業婦人が中心に扱われているわけではない。また、林・中根の研究も含めた先行研究では総じて分析期間は主に大正期にとどまっている。すなわち、昭和初期も含めた戦前期においてどのような過程を経て職業婦人の存在が良妻賢母思想からはずれるものではなくっていったのかということとは明らかにされていない。職業婦人の人数・職種ともに大幅に増加したのは大正後期から昭和戦前期(一九二〇年代から三〇年代)にかけてであるが、職業婦人の増加とそれに伴う社会における職業婦人に対するまなざし、つまり職業婦人イメージの形成と変容についてはあまり検討されてこなかったのである。

山崎(二〇〇八)は、第一次大戦以降戦前期までの職業婦人イメージはどのような過程を経て形成・変容していったのか、そしてそこには職業婦人の社会的位置づけのどのような変化が影響を与えていたのか、という問いを設定し、大衆婦人雑誌『婦人倶楽部』における職業婦人イメージの形成と変容を歴史社会学的に検討している。ただし、『婦人倶楽部』の主要読者層は下層中流家庭の若年女性であるため、他の社会層における職業婦人イメージとその意味を検討するためには、異なる媒体を分析対象とする必要がある。よって本稿では、後述するように、戦前期において主に中流家庭

の社会的意識の高い教養女性を主要読者層とする『婦人公論』を資料とし、そこにおける職業婦人イメージの形成・変容とその意味について検討することとした。

二 資料と方法

二・一 資料

本稿では、分析対象として『婦人公論』（中央公論社、一九一六年創刊）を資料として用いた。『婦人公論』は、『中央公論』の「妹分」として「自由主義の旗印の下、女権拡張を主張して誕生した（木村二〇一〇・五二二）、婦人雑誌の「教養派」を代表する雑誌である（岡一九八二）^三。

『婦人公論』と『主婦之友』の女性像を検討した木村涼子は、『婦人公論』の「誌面には「中流階級」「中産階級」を対象とした記事や広告が多くみられ、読者自身や読者の娘の女学校卒業を前提とした記事もめずらしくない。また内容の難解さから考えても、実際の読者層は高等女学校以上の教育を受けた層に限られていたと思われる（木村同上・五二二）としている。また、読者投稿欄や読者参加頁の分析から、「一九二〇年代に男性の読者がある程度の比率で存在したことは間違いない（木村同上・五三三）」が、「発行部数も十萬部を越えるようになる一九三〇年代には、読者の大部分は女性となっていたようだ（木村同上・五三三）」と推測している。そして、『婦人公論』の読者は、初期には男性を多く含んでいたが、中流家庭の高学歴女性向けの婦人雑誌としての位置を確立されていった（木村同上・五三三）と読者層を把握している。加えて、戦後『婦人公論』の読者のエスノグラフィをおこなった中尾（二〇〇九）も「その読者層を正確に把握することは難しいものの、……いささか単純化しているなら、女性層のなかでも社会的な意識の高い層がその主な読者であったと推測することができる。」と言及している。また、創刊当時の雑誌界に詳しい編集者の回顧によると、当時は婦人雑誌乱立競争時代ともいえる状況を呈していたが、そのなかにあった『婦人公論』は『婦人世界』のように社交婦人ぶらず、『婦女界』のように世帯染みず、『中央公論』風のインテリ向き婦人雑誌だった（栗田編一九六八・一〇八）

と言及されている。

発行期間に関しては、『婦人公論』は一九一六年に創刊されて以降、一九四四年三月号をもって『中央公論』に合併、吸収されるまで、戦前期を通じて継続的に発行されている。よって一九二〇年代から一九三〇年代の職業婦人イメージを経年的に分析することが可能である。

発行部数も、創刊より一九二〇年代後半くらいまでは五萬部に達しない程度であったが、一九二八年新年号からおこなわれた誌面刷新による大衆化の流れのなかで七十銭から五十銭に普通号の値下げを行った一九三〇年には十五萬部に（中央公論社一九六五・二四九）、その後一九三〇年代半ばごろには二十五萬部（栗田編一九六八・一一一）に達しており、商業的にも一定数の読者を確保し成功していた雑誌であるといえる。

以上、読者層、発行期間、発行部数という点において本研究で分析を行う際に必要な条件を満たしているため、『婦人公論』における職業婦人イメージを分析することとした。

『婦人公論』に掲載された記事のうち、分析対象としたのは創刊から一九三七年八月号までの紙面に掲載された次の三種類の記事である。第一には、記事名に「職業婦人」という言葉を含むもの、第二には、記事名に「女性の呼称（婦人、女子、女性、女学生、母、妻など）」と「職（または仕事）」という言葉を含むもの、そして第三には、記事名に「教員」「作家」「事務員」「店員」など、専門・技術、芸術・芸能・マスコミ関係、事務、接客・サービスといった領域の職業であり、当時の主要な「職業婦人」に該当する職業名を含むものである。なお、「女中」「女工」「農婦」（「家事使用人」「工場労働者」「農業従事者」）などといった仕事の内容が肉体労働に近い職種や、接客・サービスの名前でも「女給」や「芸娼妓」など主に性を商品とする職種、また「商売・副業・内職」「雑役」といった領域の職業に関する記事は、「職業婦人」に含まれることもあるものの、当時の時代状況を考慮し、分析から除外した。上記項目に該当した記事は計四八〇件であった（うち記事タイプ一と三に重複する記事二九件）。

『婦人公論』は上でも述べたように、戦前期を通じて一九四四年三月号まで継続的に発行されていたが、一九三七（昭和一二）年七月七日の盧溝橋事件を機に日中戦争が本格化してから、女性は銃後の労働力として動員されるようになり、職業に就くこ

とが国家的に奨励されるようになる。盧溝橋事件後の『婦人公論』も、九月号（結婚前の恋愛」号）が発禁となったのを端緒に、その後「戦争と生活合理化」号（一月号）、「支那事変早分かり」号（臨時増刊号）という特集が組まれるようになっていき、誌面の戦時色が徐々に濃くなっていく。本研究では、戦前期のいわゆる「平時」における職業婦人イメージを検討することを目的としているため、分析を行う際には、創刊（一九一六年一月号）から一九三七年八月号までの職業婦人に関する記事を用いることとした。

なお、『婦人公論』というメディアを分析することによって明らかになるのは、中流家庭の教養女性という特定の読者層に対応した当時のある特定の職業婦人イメージ・表象である。このメディアを分析することによって当時の職業婦人の実態が明らかになるわけではないが、このメディアを通じて「職業婦人」という鏡に映った当時の中流家庭の教養女性のニーズやメンタリティをうかがい知ることができる。そして、『婦人公論』における職業婦人イメージから読者の一部をなす実際の職業婦人も影響を受け、自身が職業婦人であることの意味を問うことになっていったものと考えられる。本稿ではそのような理解のもと、分析を進めていく。

二. 二 方法

本稿では、次の四つの手順で分析を行った。第一に、職業婦人に関するどんなジャンルの記事が多い雑誌なのかを明らかにするために、前述の基準によって抽出した『婦人公論』における職業婦人に関する記事（四八〇件）をジャンル（形態）別に、「論説」「手記」「レポート」「実用」「創作」「口絵」の六つに分類し、時期別（後述）に集計した。

第二に、どんな種類の職業婦人が主に登場する（論じられる）雑誌なのかを確認するために、各記事に登場する具体的な職種をカウントし、ジャンル分析と同じく時期別に集計した。なお職種をカウントする際には記事のジャンルごとに次の方法でカウントした。まず、基本的に、「論説」「実用」「創作」については、各記事の目次にあられた職種をカウントした。ただし実用記事のうち職業案内記事については本文中で紹介される職種ごとにカウントした。また、「レポート」「手記」「口絵」については、各記事に登場（手記であれば執筆）する人物ベースでカウントした。よってこれらの

記事において、一記事で複数名登場する場合は、複数をカウントしている。

以上の二つの基本的作業をおこなった上で、第三に、記事数の多い「論説」「手記」「レポート」の三ジャンルの内容分析をおこなった（具体的な記事数は次節で確認する）。「手記」と「レポート」は特定の職業婦人に焦点を当て、その半生や働きぶりを肯定的／批判的評価を交えつつ記述するという共通の性質がみられる。そこで各記事を読み込み、各記事を評価のされ方によって、自己評価が記述されている手記は「充実記事（肯定的評価）」と「不平記事（批判的評価）」に、他者評価が記述されているレポートは、「称賛記事（肯定的評価）」と「修養^五記事（批判的評価）」に分類した。さらに前述の評価を行う際に「知性（業績）」「徳性（人柄）」「属性（境遇）」いずれの点について評価をおこなっているのかも分類した^六。以上の二つの観点について職種別・時期別に整理・集計し分析をおこなった。

次に「論説」については、『婦人公論』ではどんな立場の人が職業婦人について発言しているのかを明らかにするために、時期別に執筆者名と執筆者の性別・職業を整理した。次に、論説記事に目を通すなかで浮上してきた職業婦人を論じる際の軸となる「自由」と「平等」という二軸を交差させた上で、平面上に各論説記事を位置づけ、タイプ別に集計し、時期による論点の推移を整理した。

佐藤（二〇〇八）は、おもに戦前の言論空間では輿論Ⅱパブリック・オピニオンと世論Ⅱポピュラー・センチメンツが区別されていたことを指摘しているが、その視点を本稿の分析に導入すると、「論説」の分析は職業婦人をめぐる輿論の分析であり、「レポート」・「手記」の分析は職業婦人をめぐる世論の分析であるともいえよう。

以上のような手順で『婦人公論』の職業婦人に関する記事を分析することを通じて各時期における職業婦人の描かれ方を整理したのちに、それぞれの時期における職業婦人イメージの特徴と変容、その意味を総合的に考察する。

時期区分については、職業婦人イメージの変容は、創刊から一九三七年八月号までの二二年間を一九二八年新年号より行なわれた『婦人公論』の大衆化（中央公論社一九六五・二二九―二三四）を境に二つの時期に分けて分析を行った。第一期は創刊（一九一六）から一九二七年までの二二年である。第二期は一九二八年から一九三七年までの一〇年間である。第一期は第一次世界大戦後の日本における資本主義の発展のなかで女性の職域が拡大するとともに女子の義務後教育機関への進学率が急速に上

昇していく時期である。また、青鞥社の活動を端緒に婦選運動や無産婦人運動などさまざまな婦人運動が展開されていく時期でもあった。『婦人公論』もこれらの世相を反映し、嶋中雄作を編集長とし、彼をして「『婦人公論』の使命は、あくまで女権拡張である。それは僕の信念だ。理想だ（中央公論社一九六五・一五六）」と言わしめる一方で、「白粉気のなく（同上・一五六）」、世間からの評判も「いかにも野暮くさく、理屈っぽく、堅苦しい雑誌（同上・一五七）」というものだった時期である。

第二期（一九二八～一九四一年）は、関東大震災後に花開いた昭和モダンニズム文化が進展していくとともに、昭和恐慌による深刻な不況とのちの景気回復のなかで職業婦人がさらに増加していく時期である。また、満州事変のち日本は徐々に戦争への道を歩むこととなる時期でもある。中央公論社もこの時期、赤字を克服し収入源を確保するため（栗田編一九六八・一一〇）一九二八年新年号から『婦人世界』の編集に携わってきた高信峽水を編集長に迎え『婦人公論』を「明るいモダンガール（同上一九六八・一一一）」へと装いを新たにし、記事の大衆化、文芸記事の強化、社会記事（告白物等）の重要視（中央公論社前掲書二四九）などの新しい編集方針を打ち出し、さらに一九三〇年九月号より定価を普通号七十銭から五十銭へと値下げした。それにより、昭和五年春ごろに四万を割っていた発行部数は増大し、八重樫吳編集長時代（昭和五年一月～昭和一〇年二月）には二十五万部になったという（栗田編前掲書一一一）。

三 記事形態と職種

本節では、『婦人公論』の職業婦人に関する記事の全体的な特徴を整理していく。まず『婦人公論』では職業婦人に関するどんなジャンルの記事が多い雑誌なのかを確認する（表一）。

全期間を通じて、論説が二一九件と最も多く、全体の二六・九%を占める。次いで手記が二五・〇%（二二〇件）、レポートが二二・九%（二一〇件）、実用一三・八%（六六件）、創作七・五%（三六件）、口絵四・〇%（一九件）であった。また、論説は第一期、第二期ともに変化はあまりないが、手記・口絵は時期が移ると記事の割合が著し

表1. 記事形態とその変化

時期区分	論説		手記		レポート		実用		創作		口絵		合計	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
第1期	56	28.4	68	34.5	36	18.3	17	8.6	1	0.5	19	9.6	197	100.0
第2期	73	25.8	52	18.4	74	26.1	49	17.3	35	12.4	0.0	283	100.0	
合計	129	26.9	120	25.0	110	22.9	66	13.8	36	7.5	19	4.0	480	100.0

く減少し、一方でレポート、実用、創作は顕著に割合が増し、第二期の記事のうちでそれぞれ二六・一%、一七・三%、二二・四%を占めるようになっていく。

以上より、『婦人公論』の職業婦人に関する記事においては、第一期・第二期ともに論説が記事全体の約四分の一を占め、重要な位置を占め続けているという特徴がみられる。その一方で、誌面の大衆化と歩を合わせて、ある一定の見地から職業婦人に対する評価を行うレポートや実用記事、創作は第二期に増加し、逆に、時代が下るとともに職業婦人という存在が社会で一般化していくにつれ、自身の職業生活を省みて記述する手記や「職業婦人」という存在そのものを読者に知らせる口絵は減少していった。

次に、『婦人公論』ではどのような職種が頻繁に現れたのだろうか。この点を把握するために、各記事に現れた具体職を時期別に確認する（表二）。

全期間を通じて、芸術・芸能・マスコミ関係の職業の登場する割合が最も高く（四七・九%）、約五割を占めている。次いで、専門・技術職（三一・一%）、接客・サービス職（二四・二%）、事務職（六・七%）と続く。ただし、第一期において顕著に割合の高かった芸能・芸術・マスコミ関係は第二期にはその割合が大幅に低下し、その他の職種の登場する割合がそれぞれ高まっている。

また、各職種の具体的な職業の種類については、芸能・芸術・マスコミ関係では第一期から第二期にかけて八から二〇へ、専門・技術職では一九から二六へ、接客・サービス職では八から二四へ、事務職では三から四へ、いずれも女性の職域の広がりを反映して、掲載される職業の種類も増加している。

上記の傾向は、記事に登場する具体的な職業のランキングからもみてとれる（表三）。第一期は作家、女優、画家といった芸術・芸能・マスコミ関係の職業が群を抜いて多

表2. 記事に登場する職種とその変化

時期区分	芸術・芸能・マスコミ		専門・技術		接客・サービス		事務		合計	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
第1期	200	63.7	73	23.2	28	8.9	13	4.1	314	100.0
第2期	241	39.8	213	35.1	103	17.0	49	8.1	606	100.0
合計	441	47.9	286	31.1	131	14.2	62	6.7	920	100.0

表3. 記事に登場する職種ランキング

第1期				第2期				合計			
順位	職業	回数	%	順位	職業	回数	%	順位	職業	回数	%
1	作家	72	22.9	1	教員	84	13.9	1	女優	149	16.2
2	女優	66	21.0	2	女優	83	13.7	2	教員	121	13.3
3	画家	49	15.6	3	記者	48	7.9	3	作家	112	12.2
4	教員	37	11.8	4	店員	45	7.4	4	画家	54	5.87
5	看護婦	9	2.9	5	作家	40	6.6	4	記者	54	5.87
6	医師	7	2.2	6	美容師	32	5.3	5	店員	51	5.54
6	事務員	7	2.2	7	詩人	27	4.5	6	美容師	36	3.91
7	記者	6	1.9	7	事務員	27	4.5	7	事務員	34	3.7
7	店員	6	1.9	8	タイピスト	17	2.8	8	詩人	27	2.93
8	モデル	5	1.6	8	看護婦	16	2.6	9	看護婦	25	2.72
8	車掌	5	1.6	9	医師	12	2.0	10	タイピスト	22	2.39
8	電話交換手	5	1.6	9	洋裁・和裁・手芸裁縫師	12	2.0				
8	タイピスト	5	1.6	10	電話交換手	10	1.7				
9	美容師	4	1.3								
10	声楽家	3	1.0								
10	案内人(ガイド)	3	1.0								

表4. 職種と記事形態の関係とその変化

時期区分	記事形態	芸術・芸能・マスコミ		専門・技術		接客・サービス		事務		合計	
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
第1期	論説	4	19.0	14	66.7	2	9.5	1	4.8	21	100.0
	レポート	161	85.6	23	12.2	3	1.6	1	0.5	188	100.0
	手記	18	26.5	28	41.2	13	19.1	9	13.2	68	100.0
	実用	9	52.9	4	23.5	3	17.6	1	5.9	17	100.0
	創作	1	100.0		0.0		0.0		0.0	1	100.0
	口絵	6	31.6	5	26.3	7	36.8	1	5.3	19	100.0
	計	199	63.7	74	23.6	28	8.9	13	4.1	314	100.0
第2期	論説	1	4.3	22	95.7		0.0		0.0	23	100.0
	レポート	179	57.4	68	21.8	50	16.0	15	4.8	312	100.0
	手記	14	22.6	29	46.8	6	9.7	13	21.0	62	100.0
	実用	28	15.8	91	51.4	38	21.5	20	11.3	177	100.0
	創作	19	59.4	3	9.4	8	25.0	2	6.3	32	100.0
	計	241	39.8	213	35.1	102	16.8	50	8.3	606	100.0
合計		440	47.8	287	31.2	130	14.1	63	6.8	920	100.0

く登場しているが、第二期には専門・技術職の教員が一位となるほか、専門・技術職、接客・サービス職、事務職も登場回数を増し、上位にランキングされるようになってくる。また、第一期から第二期にかけて登場する職業が分散していることもわかる。

では、記事ジャンルと登場する職種との関係に特定の傾向はあるのだろうか。表四に職種と記事形態の関係とその変化を示す。

論説では専門・技術職の登場する割合が高く、第一期から第二期にかけてその割合は高まっている。また、そのうちのほとんどを教員が占めている（第一期一四件中一件（七八・六％）、第二期二二件中一八件（八一・八％））。なお、記事件数で見ると、論説記事は両期間を通じて、職業婦人全般に関する記事が三分の二を占めている（二二九件中八五件）。

次に、レポートでは、第一期・第二期ともに芸術・芸能・マスコミ関係の登場する割合が高い。ただし、第一期から第二期にかけてその割合は低下している。また、芸術・芸能・マスコミ関係のなかでも、第一期は作家（七一件、四四・一％）・女優（四五件、二八・〇％）・画家（四五件、二八・〇％）の三つの職業で占められており、第二期も引続き作家（三六件、二〇・一％）と女優（六〇件、三三・五％）の割合が高いことに加えて、他の文筆関係の記者（三九件、二一・八％）と詩人（二七件、一五・一％）の割合が高まっている。

続いて、手記では専門・技術職の割合が高く、なかでも、論説ほどではないものの、教員の占める割合が高い（第一期一件（三九・三％）、第二期三件（七九・三％））。実用では第一期は芸術・芸能・マスコミ関係の割合が高かったが（九件、五二・九％）、第二期には専門・技術職の割合が高まった（九一件、五一・四％）。第一期のみあった口絵は事務職を除いた三つの職種で分散しており、また、創作は芸術・芸能・マスコミ関係の割合が高い。

以上より、戦前期『婦人公論』における「職業婦人」に関する記事は、「専門・技術職」と「職業婦人全般」を主な対象とした論説記事と、「芸術・芸能・マスコミ関係」を中心としたレポート、また「専門・技術職」を中心とした手記、そして誌面の大衆化にともなって第二期に増加した「専門・技術職」を主な対象とした実用記事の四つのジャンルを中心として展開していったとみることができる。以下では、記事数の多い、論説、手記、レポートそれぞれについて、量的・質的両面から詳しく職業婦人の

描かれ方の特徴を見ていくこととする。

四 内容分析

四・一 レポート・手記

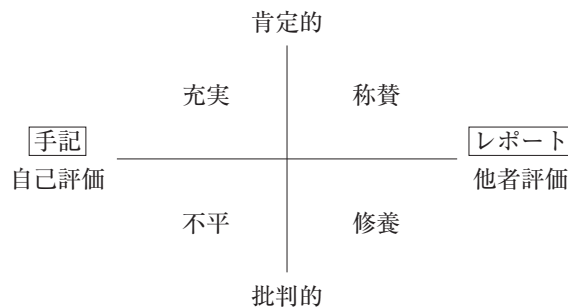


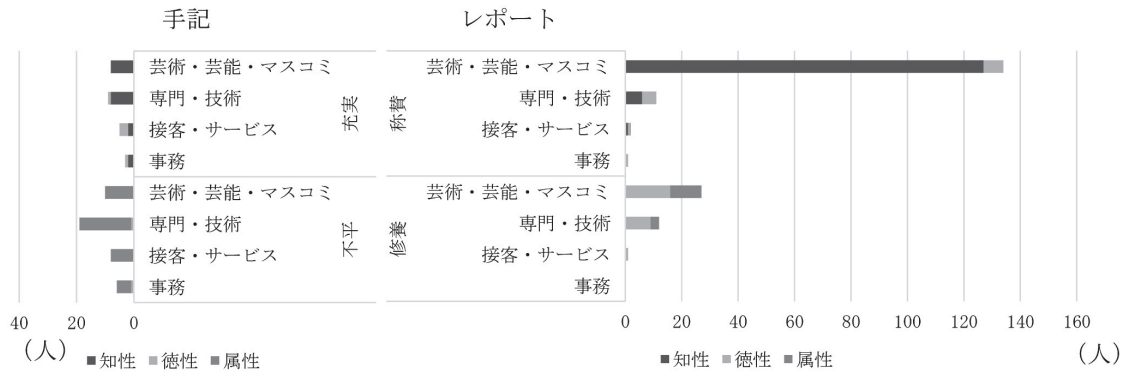
図1. 手記・レポート分析の概念図

レポート・手記を分析する際の概念図を図一に示す。この概念図をもとに、職種別・評価する（される）側面別に手記・レポートの記事の特性を集計した結果を図二に示す。さらに各記事における一人当たりの記述量の平均を職種別・時期別に算出した結果を図三に示す。

図二より、手記とレポートを比べた場合、全期間を通じて手記よりもレポートに登場する職業婦人の数が多い（手記：一三〇名、レポート：五〇〇名）。また、レポート記事においては「称賛」記事に登場する職業婦人の数が顕著に多く、全期間を通じて三七三名が登場している（第一期一四八名、第二期二二五名）。

なかでも、称賛される職種は芸術・芸能・マスコミ関係が突出して多く、「今の閨秀画家（笹川臨風、一九一六（大正五）年一月号）」「一葉以後の女流作家（西宮藤朝、一九二四（大正一三）年二月号）」「婦人高給者調べ（近江廣造、一九三一（昭和六）年一〇月号）」などの記事のなかで、全期間を通じて登場した全職業婦人の七七・五％にあたる二八九名が登場し、そのほとんどがその知性的側面を称賛されている（九二・〇％）。第二期になるとそれに加えて専門・技術職の職業婦人も増加し（四五名）、「女博士列伝（石井満、一九三一（昭和六）年一〇月号）」などの記事において彼女等も主にその知性的側面を称賛されている（八八・九％）。その一方で、接客・サービス職、事務職が称賛されることはあまりなかった（全期間を通じて称賛された接客・サービス

【第1期】



【第2期】

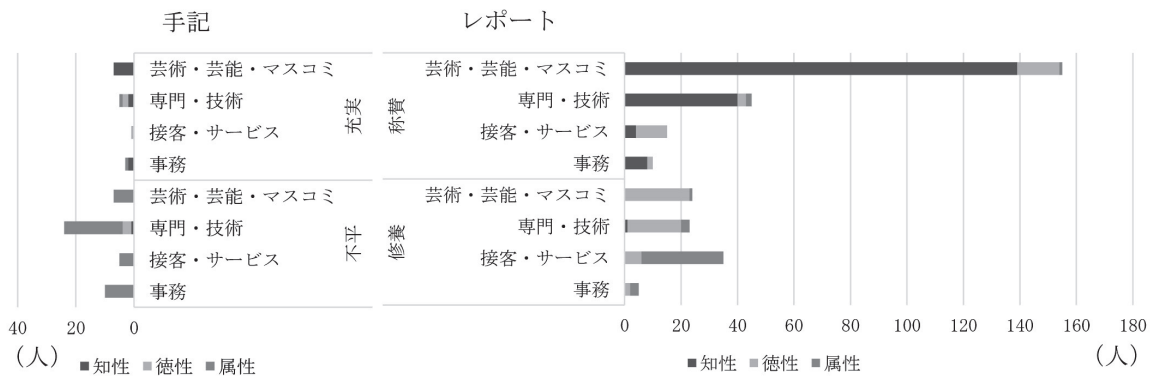
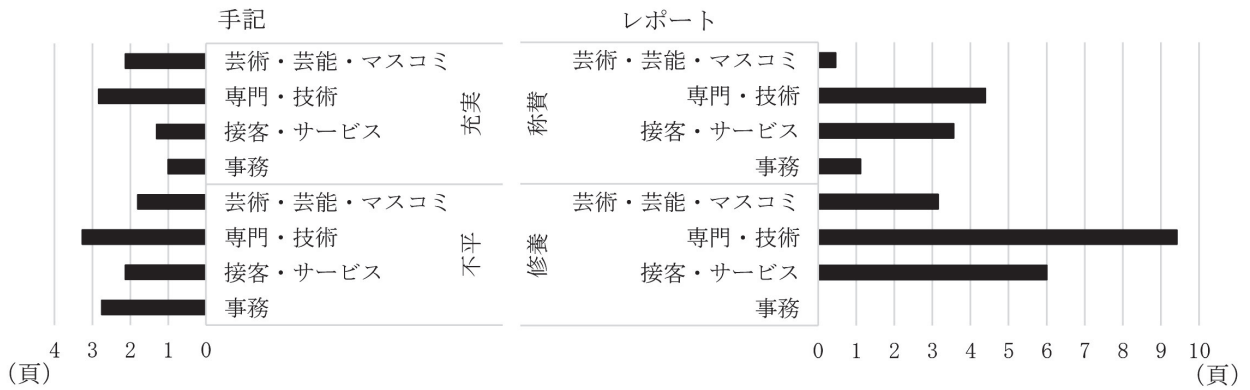


図2. 職種別：各評価の変化

【第1期】



【第2期】

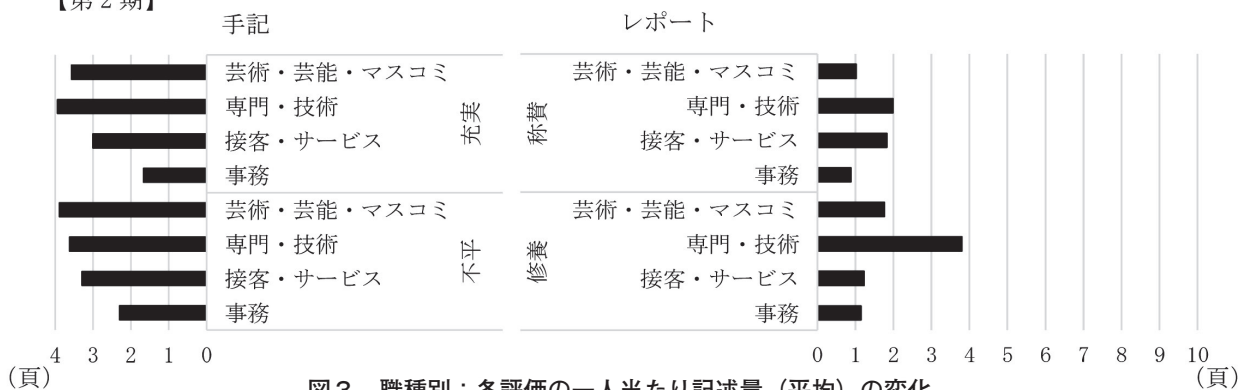


図3. 職種別：各評価の一人当たり記述量 (平均) の変化

ス職は一七名、事務職は一名であった。

一方、レポートの「修養」記事には全期間を通じて一二七名が登場している（第一期四〇名、第二期八七名）。批判の対象となった職種は、第一期については主に芸術・芸能・マスコミ関係（二七名）と専門・技術職（一二名）で、「烈婦」として表彰された女教師の悩み（吉野臥城、一九一九（大正八）年八月号）、「舞台外の名女優（伊達哲夫、一九二七（昭和二）年二月号）」といった記事で、主にその徳性（墮落や虚栄）が批判の対象となっている（芸術・芸能・マスコミ関係で五九・二％、専門・技術職で七五％）。第二期になると上述の二職種に加えて、接客・サービス職が増加し、またその数も三職種中最多となる（芸術・芸能・マスコミ関係二四名、専門・技術職二三名、接客・サービス職三五名）。芸術・芸能・マスコミ関係と専門・技術職は第一期と同様、主に徳性（特に墮落）が修養の対象となっている（芸能・芸術・マスコミ関係で九五・八％、専門・技術職で八二・六％）。一方、接客・サービス職は、その属性が修養の対象となる場合が多く、なかでも「私達は結婚にどんな夢を抱いているか（本社調査、一九三三（昭和八）年一月号）」といった記事において結婚難のなかの理想の結婚について修養を促す記事に多く登場している。

次に手記に関してであるが、全期間を通じて「充実」よりも「不平」を述べる手記の方が多く（充実・四一名、不平・八九名）。加えて、不平は両期間ともにほとんどが属性への不平であり（第一期九五・三％、第二期九一・三％）、さらにそのなかでも職場への不平（待遇（低賃金）、偏見、誘惑、恋愛禁止）が多い（属性への不平のうち職場への不平が占める割合：第一期：一〇〇％（四一件）第二期：七六・二％（三二件）。例えば、「人知れぬ女さまさまの苦勞（一九二二（大正一〇）年一月号）」「職業婦人を廃めた理由（入選実話）（一九三四（昭和九）年五月号）」「小学女教員の恋愛法度・若き女教員の立場から（一九三六（昭和一一）年六月号）」といった記事がみられた。ただし、第二期には属性への不平における職場への不平の割合・件数ともに低下し、「生活のために恋愛も結婚もない私たち（一九三三（昭和八）年九月号）」といった記事など、家庭への不平（家計逼迫（父兄の死・放蕩・左傾化等による）、家族の無理解、独身など）が二三・八％（一〇件）を占めるようになる。なお、職種別でみた場合、他の職種に比べて専門・技術職で不平記事に登場する割合が高かった。その一方で、充実記事に登場する職業婦人は少ない。全期間を通じて登場した職業

婦人は四一名にとどまり、第一期から第二期にかけて二五名から一六名へとその数を減らしている。職種別に見ると、「職業婦人のお土産話（一九二六（大正一五）年夏季特別号）」「最初の月給（一九三〇（昭和五）年五月号）」などの記事において、主に芸能・芸術・マスコミ関係と専門・技術職の職業婦人が知性的側面（面白さ、達成感）の充実を記述している。

ただし、図三より、各記事における一人当たりの記述量の平均に注目すると、各記事における異なった側面が浮かび上がってくる。手記とレポートの一人当たりの記述量を比較すると、全体で手記二・九頁、レポート一・六頁と手記の方が厚い記述となっている。加えて、手記は第一期（二・四頁）よりも第二期（三・三頁）のほうが記述が厚くなっている。ただし両時期ともに「充実」記事と「不平」記事の間に大きな記述量の差は無い（第一期・充実：二・一頁、不平：二・六頁。第二期・充実：三・三頁、不平三・三頁）。

一方でレポート記事は「称賛」と「修養」の間で、またそのうちの職種間のばらつきが大きい。特に第一期は「称賛」と「修養」の一人当たりの記述量の平均がそれぞれ〇・八頁と五・一頁で、四・三頁もの差があった。なかでも、芸能・芸術・マスコミ関係の「称賛」記事（〇・五頁）と専門・技術職の「修養」記事（九・四頁）の記述量は非常に対照的であった。芸能・芸術・マスコミ関係の「称賛」記事において登場する職業婦人については、その名前と経歴等が簡単に紹介されるというケースが多いのに対して、専門・技術職の「修養」記事では、取り上げられた職業婦人の生い立ちから就職、そして墮落や虚栄にいたったプロセスが著者の想像・推測も交えながら詳細に記述されているケースが多かった。第二期には「称賛」記事と「修養」記事の一人当たり記述量の平均の差は小さくなるもの（「称賛」一・三頁、「修養」二・〇頁）、依然として「修養」記事の方が厚く記述されていた。

以上、レポート・手記の分析より、レポートにおいては、全期間を通じて芸術・芸能・マスコミ関係、いわゆる「たしなみ系」の職業に従事する職業婦人が「称賛」記事に突出して多く登場しており、これらの職業は主にその知性的側面が肯定的に評価されるとともに読者の憧れの職業であったとみることができるといえる。ただし、第二期には「称賛」記事に登場する専門・技術職、いわゆる「手に職系」の職業婦人も増加し、その知性的側面が評価されるようになっていった。このことは、これらの「手に職系」の

職業も徐々に『婦人公論』の読者層にとってもリスベクタブルな職業としてみなされるようになっていったことをあらわしているといえよう。

ただし、これらの職業婦人に対しては「修養」記事においてその徳性、具体的には職業につくことによる虚栄・墮落も詳細に描かれており、第二期には記述量が少なくなるものの、主要読者層の属する中流家庭の女性がこれらの職業につくことに対する警戒感・忌避感に戦前期を通じて持続していたものとみることが出来る。また、第二期には大衆化による読者層の広がりを反映して「修養」記事に登場する接客・サービス職の職業婦人も増加するが、彼女等は結婚難のなかの理想の結婚について修養を促す記事に多く登場しており、それらの記事を通じて結婚へと水路づけられていく傾向もみられた。

一方、手記においては両時期ともに充実記事よりも不平記事に登場する職業婦人が多く、なかでも専門・技術職の職業婦人による職場への不平の件数が多かった。この結果は、一方で戦前の職業婦人の不遇さを表し、「修養」記事と同様に、同時代の中流家庭の女性の職業につくことに対する忌避感を煽ることになったものと考えられる。しかしながら他方では、自らの置かれた状況を批判的にとらえて文章を綴り、それが誌面に掲載され読者に共有されるということは、当時の女性の美德である従順や忍耐という価値観（婦徳）を相対化し、自分の考えを言葉にすることによって主体性を獲得し、自ら及び読者の世界観を揺さぶり、徐々に変容させていくことにもつながっていったものと考えられる。ただし、誌面に登場しやすかったのは、専門性や技術を持つことから比較的收入が多く「職業的自覚」に至る可能性の高い（と世間からもみなされていた）「手に職系」の職業婦人であったのだろう。また、第一期よりも第二期のほうが不平記事の記述が厚くなっていることも、就職に対する忌避感の扇動と執筆者の主体性の獲得という両義的な意味を含みつつ、それら両面に対するニーズの高まりをあらわしているといえよう。

なお、第一期から第二期にかけて充実記事が減少し、また職場への不平記事も減少し、その一方で家庭への不平記事が増加したことも見逃せない変化である。これは、『婦人公論』の大衆化と並んで社会全体で社会運動の活発だった一九二〇年代から戦争へと進んで行く一九三〇年代へと時代状況の変化の影響を反映し、『婦人公論』において公的なことから私的なことからへの注目へと誌面の視点が変化していること表

れの一端としてとらえることができる。

四・二 論説

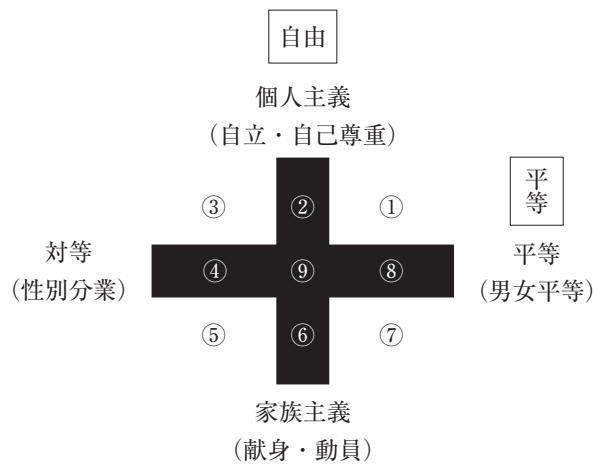


図5. 論説分析の概念図

とは、個人の自立や自己尊重を肯定・重視する立場であり、その逆に位置する家族主義とは家族への献身や家族のための動員を肯定・重視する立場である。また、平等の軸における平等とは男女平等化を肯定・重視する立場であり、対等とは男女の間に優劣の差は無いとしつつも職場や家庭における男女の性別分業や男女の性質の差異を肯定・重視する立場である。

図六より、まず第一期は「①個人主義×平等」の論張が約四割（三九・三％）と最も高い割合を占めている。次いで「⑤家族主義×対等（一九・六％）」、「⑧平等（一四・三％）」と続く。「①個人主義×平等」ならびに「⑧平等」の割合が高いことから、この時期には個人主義と平等の推進を主張する革新的な女性解放思想が職業婦人に関する論説において優勢であったことがみてとれる一方で、「①個人主義×平等」とは対極に位置する保守的な「⑤家族主義×対等」、すなわち伝統的な良妻賢母思想の割合

まず、論説記事における大まかな論点の変化を把握するために、自由（個人主義（自立・自己尊重）―家族主義（献身・動員））と平等（平等（男女平等）―対等（性別分業））の二軸を交差させ（図五）、①個人主義×平等、②個人主義、③個人主義×対等、④対等、⑤家族主義×対等、⑥家族主義、⑦家族主義×平等、⑧平等、⑨自由・平等言及無、の九つカテゴリを作成し、時期別に各記事をそれぞれ別のタイプに分類し集計した（図六）。

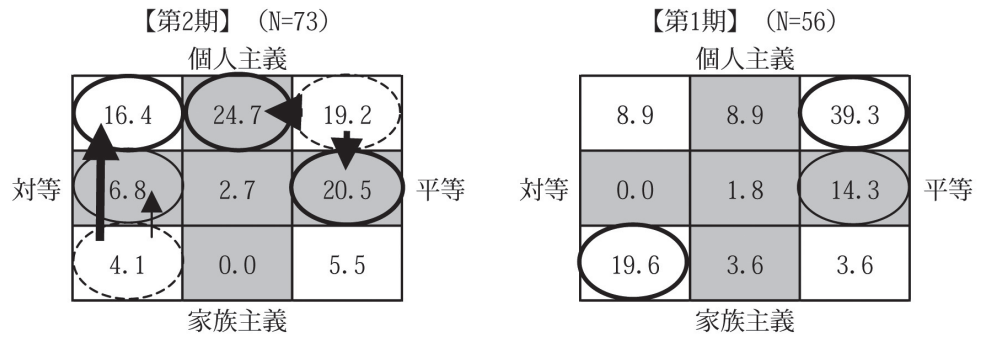


図6. 論説記事における論説の変化 (%)

保守的な良妻賢母思想の対照的な両極の論調が弱まる、すなわち「個人主義」と「平等」、「家族主義」と「対等」両方を主張する論調が少なくなる一方で、「個人主義」と「平等」のどちらか一方を主張する論調が高まり、なかでも「個人主義」は最も割合が高くなり、加えて、「家族主義」を排した性別分業を肯定する「対等」・「個人主義×対等」という論調が高まっていった。なかでも、女性の自由・自立を家庭内という限定的な範囲ではあったとしても尊重する近代的な良妻賢母思想を肯定する「個人主義×対等」論調が高まった。

も高く、対立する論調も少なくない割合で誌面にあらわれていたことがわかる。第一期に「①個人主義×平等」や「⑧平等」の論調が優勢であったことは、前述したように、当時の日本の思想界の状況と、女権拡張を使命としていた『婦人公論』のスタンスを如実に反映している。

次に第二期に目を移すと、第一期に割合が高く対立色がみられた「①個人主義×平等」と「⑤家族主義×対等」について、両者ともに割合が顕著に低下している（①個人主義×対等…一九・二%、⑤家族主義×対等…四・一%）。他方で、「①個人主義×平等」周辺の「②個人主義」と「⑧平等」の割合が高まると同時に（個人主義…二四・七%、平等二〇・五%）、性別分業を肯定する「③個人主義×対等」の割合と「④対等」の割合が高まっている（個人主義×対等…一六・四%、対等…六・八%）。なかでも特に、「②個人主義」の割合が顕著に高まっていることがわかる。ここから第一期に優勢だった革新的な女性解放思想と伝統的・

このような論調の変化には、社会における左翼思想の弾圧の強まりと、一九三〇年代に次第に進んでいく戦争への過程において、女性の動員とそれにとまない性別分業を肯定し保護していく趨勢の強まりが影響を与えていることが誌面から読み取れる。前にも述べたように、一九二〇年代後半以降の『婦人公論』は一九二八年一月号から記事の大衆化、文芸記事の強化、社会記事（告白物等）の重要視などの新しい編集方針を打ち出し、誌面を大衆化の方向へ刷新していく。社史によるとこの時期に誌面の刷新を行った理由は、当時の中央公論社の赤字を克服し収入源を確保するためであったとされている（中央公論社一九六五・二二九―三三四）。また『婦人公論』は紙面刷新の後の一九三〇年には五十銭への値下げもおこない、売り上げ部数も飛躍的に増加し、更に大衆化は進んでいった。

ただし、その前後の時期における社会状況を考えると、紙面刷新の理由はただ赤字克服のみに限らず、社会における左翼思想の弾圧の強まりが少なからず影響を与え、左翼思想や階級闘争に関連する政治・思想的記事を誌面から排除しようとする志向性の強まりの影響も小さくないものとしてみたほうが妥当である。

大衆化の前年の一九二七年三月に金融恐慌が勃発し、その後一九二九年にアメリカから起こった世界大恐慌の影響も受け、労働争議件数は一九二七年の一二〇二件（内争議行為を伴うもの三八三件）から昭和六年の二四五六件（内、争議行為を伴うもの九九八件）をピークとして年々飛躍的に増加していった（労働省大臣官房労働統計調査部編一九五二・四五七）。また、大衆化直後の一九二八年二月二〇日には第一回普通選挙が実施され、無産政党の候補者も多数立候補し八議席を得たが、その後危機感を抱いた田中義一内閣は三月一日未明に治安維持法違反容疑により、全国の日本共産党や労働農民党などの関係者を一斉に検挙した（三・一五事件）。続く一九二九年四月一六日にも日本共産党員の一斉検挙が行われた（四・一六事件）。これらの事件では、昭和のはじめ頃にモダン・ガールに対比してマルクス・ガール、エンゲルス・ガールと呼ばれた主に中流家庭出身の婦人闘士たちも次々に投獄されていったのである。社史等においても「このような政治情勢下にあつては、婦人公論も商業誌である以上、真正面から思想関係の問題を取り上げることが出来なかった。たとえ階級闘争に激しく身を挺する婦人があるのを知っていても、ある程度以上に掘り下げることが許されなかった。それら婦人たちの生活と意見程度であつても追求することができず、共産

党検査の記事が解禁となった昭和四年十一月以降に取材することしか許されなかった（松田編一九六五・一〇六）や、『婦人公論』は日本の婦人たちの、階級闘争への、このような動きについては、大正期にブルジョア個人主義思想を掘り下げたように、まともな追求の熱意を示さなかった。ただ、昭和四年十一月、共産党検査の関係記事が解禁となり、支配階級の発表した「共産主義者たちの愛情生活」に、困難な闘いのなかで、性衝動を主義生活に従属させる便宜主義的なコロタイズムの影響が誇大に発表されて、昭和五年の本誌には、急にこの種の記事が多く取り上げられた。（中央公論社一九五五・四二三）といった記述がみられる。政治・思想色のある記事が上記の事件をきっかけに誌面から排除され、また解禁されて以降は、政治・思想的な記事としてではなく、性的なゴシップ記事として左翼思想・運動が扱われるようになっていったことが記されている。

また、一九三一年に婦人公権法案が満州事変の勃発とほぼ同時期に不成立となり、それ以降一九三〇年代の日本は徐々に戦争への道を歩んでいく。そのなかで軍需インフレとソーシャル・ダンピングにより景気は回復し、職業婦人は一層増加していくが、統制色も強まり、後でみるようになるが、その影響が論調にもあらわれ出るようになるのである。

上記のような論調は具体的にはどのような執筆者によってどのような職業婦人イメージとともに論じられたのだろうか。この点を確認するために、次に、各類型の論説執筆者の特徴を時期別、職業別、性別にまとめたものを表五に示したうえで、各タイプにおいて論じられた職業婦人イメージを整理していく。

【第一期】

主な論調・個人主義×平等：「社会変革者」

第一期に最も優勢な論調である「①個人主義×平等」は、主に新居格（二回）、青野季吉、石井満、千葉亀雄、長谷川如是閑、奥むめお（二回）、市川房枝、山川菊栄といった男性・女性の評論家・運動家（のべ九名）と、宇野浩二、岡本綺堂、小川未明、上司小剣、野口米次郎といった男性作家（五名）によって主に論じられた。誌面で連載されていた「自由論壇」への男女投稿者も少なくない（男性二名、女性三名）。また、教育者の澤柳政太郎も二度この立場で論じている。

この「①個人主義×平等」の立場に立った論説のなかでは、職業婦人は主に「社会変革者」として描かれている。例えば、評論家で戦後の一九四七年に杉並区長も務めた新居格は「社会運動の前駆を務めるもの」として、次のように職業婦人を論じている。

「無産知識階級が社会運動の露払いをやる場合が多いやうに、婦人運動乃至婦人に即した社会運動の前駆を務めるものは職業婦人であらねばならぬ。…男女の性別による労銀の不平等なども考へなければならぬ事だらう。広汎な意味においての各種の婦人労働と不労所得の上に隷属的に人形視されて生きてゐるブルジョア婦人とを対照してどう考へるべきか。汚辱の下に生きてゐる同性の問題にしる問題は多い。さうした女性に即する悉くの問題を知識的照射を以つて見ることから解決に歩をすめて行くのは職業婦人の使命ではないだらうか。（現代職業婦人の印象と批判…（一）照射の光を掲げるもの」一九二四（大正一三）年七月号）」

また、投稿者のみどりも、「女教師やタイピストは率先して、職業婦人たることを標榜し、改善すべき点は団結してどしどし改善して社会的地位がもつと低く、年も若い他のあらゆる職業婦人が気兼ねなく、各々職業婦人の自覚と矜持とを充分にもつて向上していける様に、住み易い、進歩した、親しい、団結した環境を造らなければならぬ」と存じます。（「職業婦人の勇気を望む」一九二二（大正一一）年二月号）」と、団結し社会の改善を進めて行くよう職業婦人に期待をかけている。

ただし、このような自由と平等を求め社会運動を進めて行く「社会変革者」としての職業婦人イメージに対しては、その枠内で内部批判も行われている。その第一が平等を鼓舞するために職業婦人を「似非ブルジョア婦人」、すなわち、個人的解放にとどまり、ブルジョア婦人の真似をする存在にとらえてそのプチブル的な性格を批判するものである。前述の新居格も「社会運動の前駆を務めるもの」として職業婦人を描く一方で、「職業婦人となつて働くことが原理的立場からでなくしてより多く自分の好きな生活がしたいと云ふ単純な欲望に繋がつてゐるとすればどうであらう。さう云ふ欲望があるにしても事実ブルジョア婦人でない筈の職業婦人なら高が知れてゐる。職業を持つた事から当然与へられる自由なんて社会組織が今のままである限りは知れたものである。無論汎労働の原理から出発すべきではあるがそれは自分の生活は自

表5. 論説：時期別執筆者の変化

〈第1期〉									
③個人主義×対等			②個人主義			①個人主義×平等			
職業	執筆者名		職業	執筆者名		職業	執筆者		
	男	女		男	女		男	女	
作家		生田花世 岡本かの子	評論家・運動家	青柳有美 江口渙	西川文子	評論家・運動家	新居格 (2) 青野季吉 石井満 千葉亀雄 長谷川如是閑	奥むめお (2) 市川房枝 山川菊栄	
職業紹介所	豊原又男		作家	佐藤春夫			作家	宇野浩二 岡本綺堂 小川未明 上司小剣 野口米次郎	
教育者	山脇玄		教育者	小林盈				教育者	澤柳政太郎 (2)
官吏	岡実						投稿者	岩間大太郎 前教員	深谷八重子 みどり 横谷範子
④対等			⑨言及無			⑧平等			
職業	執筆者名		職業	執筆者名		職業	執筆者名		
	男	女		男	女		男	女	
			不明	わらび生		弁護士	片山哲		
						編集長	島中雄作		
						投稿者	嵯峨彦一	中西よし子 溝口美知子 みつ子 八重子 ゆかり草	
⑤家族主義×対等			⑥家族主義			⑦家族主義×平等			
職業	執筆者名		職業	執筆者名		職業	執筆者名		
	男	女		男	女		男	女	
評論家・運動家	賀川豊彦 堀江掃一		作家	久米正雄		投稿者	島原英一	澤木とみ子	
作家	平林初之輔		教育者	長尾松三郎					
学者	河津暹 本間久雄		投稿者	余根葉良	末武ふみ子 山中節子				
官吏	田子一民								
医師	羽太鋭治								
投稿者	江水生								

〈第2期〉								
③個人主義×対等			②個人主義			①個人主義×平等		
職業	執筆者		職業	執筆者		職業	執筆者	
	男	女		男	女		男	女
評論家・運動家	馬場恒吾	奥むめお (2) 市川房枝 金子しげり 田子静江 富本一枝	評論家・運動家	青野季吉	金子しげり (2) 高良富子 守屋東 山川菊栄	評論家・運動家	賀川豊彦 土田杏村 長谷川如是閑 宮島新三郎	山川菊栄 (2) 奥むめお 厨川蝶子
	作家	北川千代		作家	宮田修 今井邦子 宇野千代 小寺菊子		作家	
教育者	山下徳治	小泉郁子	教育者		教育者		河崎なつ 竹田菊子	
企業人	濱田四郎				職業紹介所	本田徹		
著名人夫人		瀧田千代	医師	細野尚是	竹内茂代 吉岡弥生			
			企業人		戸塚文子			
			洋裁家		杉野芳子			
			著名人夫人		安部豊子			
④対等			⑨言及無			⑧平等		
職業	執筆者		職業	執筆者		職業	執筆者	
	男	女		男	女		男	女
評論家・運動家	下田将美	石原清子	作家	広津和郎		評論家・運動家	加藤勘十	山川菊栄 (7) 金子しげり (2)
作家			教育者		河崎なつ			北村兼子
教育者						作家		窪川稲子
弁護士	片山哲					教育者		木内きやう
医師	林麟 安田徳太郎					政治家	鳩山一郎	
						編集長	島中雄作	
⑤家族主義×対等			⑥家族主義			⑦家族主義×平等		
職業	執筆者		職業	執筆者		職業	執筆者	
	男	女		男	女		男	女
評論家・運動家	徳富猪一郎	山田わか				作家	加藤武雄	
教育者	田中一元					教育者	高島平三郎	
						弁護士	片山哲	
						投稿者		片山紀子

分ですると云ふ個人的な解放に止まるべきではない。」と、自分の好きな生活がしたいがために働くという個人的な解放に止まらないよう、職業婦人を叱咤している。

内部批判の第二は、個人主義(自立)を鼓舞するために職業婦人の一部を「娼婦型」と類型化し、墮落したり誘惑されやすいタイプの職業婦人を批判するものである。たとえば、プロレタリア文学運動を指導した文芸評論家の青野季吉は、次のように職業婦人を類型化して娼婦型を批判する。

「いやにけばばしい衣装をして、粉飾をこらしてゐる種類の職業婦人を見ると、それが職業婦人であるだけに余計、悪い印象を持たせられる。…実際の労働に従事して雄々しく活動している部分には好意を持てるが、娼婦型に属するやうなものには憎悪よりほかには感じない。…今の日本の職業婦人は、まだ極めて自覚も浅く、内職的な気分の者が多く、その労働が持つ社会的意義などは問題となつてゐない。しかし数が増加し、集団的に結び付く必要が生じて来るに従つて、それは次第に独自の社会層を形成し、婦人解放運動の重要な要素となるに違ひない。〔現代職業婦人の印象と批判…(四) 職業婦人と婦人の将来〕一九二四(大正一三)年七月号」

また、児童文学作家の小川未明も、「一方は〔実務一点張り〕…引用者補足)、これによつて、女子の位置を確保せんとし、一方は〔娼婦型〕…引用者補足)、これによつて、益々女子の位置を低落たらしめんとするものです。…ある職業婦人は、いたづらに理的で、中性的で、温か味を有せず、ある種類の婦人はいたづらに、媚を呈し、だからだらしめるのも、すべて、境遇の然らしめるところです。現社会の反映でなければなりません。〔現代職業婦人の印象と批判…(二) 相反する意識からの職業婦人〕一九二四(大正一三)年七月号」と、媚を呈し、だからだらしめる娼婦型の職業婦人を女子の地位をますます低落させるものとして批判している。

さらに、一九二〇年代半ば以降、特に関東大震災後に、東京を中心とした都市部でアメリカ的なモダン大衆文化が開花し、それと並行して女性の性的魅力の商品化が進んで行くなかで(藤目一九九七:二八五―二八八)、モダンガールと呼ばれる女性たちが注目を集めるようになると、職業婦人はモダンガールに包含される存在として論じられるようになっていった。

「モダンガール」とは、関東大震災以後、一九二〇年代半ばに日本で登場し一九二七年をピークとして活発に議論された新しい女性の総称であり、断髪・洋装といった特徴的なスタイルから新しい都市風俗の象徴とみられていた(垂水二〇〇六:六七五―六八三)。彼女らはまた、明るく開放的であり、進歩的な思想や自由恋愛などのライフスタイルの実践者というポジティブな側面と、軽薄な享楽主義者、消費主義者というネガティブな側面を併せ持つ存在としてとらえられた。また、モダンガールはそれが論じられるようになった当初は「モダンガール」と呼ばれ、そのポジティブな側面が主に論じられたが、次第に不良少女の別名のように用いられるようになっていき、「モガ」と略して呼ばれる際には特にそのネガティブな側面が嫌悪感をもって語られたという(垂水同上:六七九)。

職業婦人とモダンガールが重ねて論じられる場合、ポジティブに「モダンガール」と重ねて論じられる場合には、両者は先に挙げた「社会変革者」イメージで結ばれていた。例えば、本稿の「職業婦人に関する記事」の抽出方法から漏れる記事ではあるが、平塚らいてうの次の記事では、「無産者として目ざめて来た、雄健な元氣ある若い職業婦人や労働婦人:こういう女性たちの中にこそ、新しい女のまな娘である、わたくしのモダンガールが―少なくともその属性のあるものが見出される(「かくあるべきモダン・ガール」一九二七(昭和二)年六月号)」というように描かれ、「真のモダンガール」として理想的に位置づけられている。

一方、ネガティブに「モガ」と重ねて論じられる場合には、両者は先に挙げた「似非ブルジョア婦人」と「娼婦型」イメージで次のように結ばれていた。「似非ブルジョア婦人」と結びつけて論じられる場合には、例えば、婦人運動家で戦後主婦連会長となり参議院議員も務めた奥むめおは「職業婦人とよく結びつけて考えられるモダン・ガールも、彼の女たちが如何に大胆に、如何に自由に自分自身の主人公として振舞つてゐやうとも、その持つところの思想乃至生活の根底に社会意識階級意識をもつてゐない限り、たとへその外観が洋装であり断髪であるとしても、それはついに安価な貴婦人の模造品として、外観だけをけばけばしく粉飾した古い女性の一存在にすぎない」と批判し、「彼女たちは、安価なプチ・ブルジョア的な誇りや憧れを投げうつて、婦人の大多数を占めてゐるところの無産労働婦人と共同の立場に立つて、婦人として、無産者としての、二重の桎梏から解放せられて、人間としての新しい誕生から

見出さなければならぬのだと思う。」と、モガからの脱却と無産者としての自覚を保持した職業婦人化、すなわち真のモダンガール化を訴えている（『職業婦人運動の焦点』一九二七（昭和二）年一月「現代女流百人百題」号）。

また、職業婦人とモダンガールを「娼婦型」を共通項として結びつけて論じたものとしては、「職業婦人の娼婦化に就いて」（新居格、一九二七（昭和二）年六月号）などがみられた。この記事においては、職業婦人は、未婚で若いゆえに「性的魅力」の商品化に含まれる存在として、さらに職場での地位が低いことにもなつて賃金も低く、経済不安と生活不安、さらにはモガ的な享楽性・消費欲を抱えているがゆえに、男性の誘惑によつて売春を行うなど墮落する危険にさらされている存在、「娼婦化」すなわち「娼婦型」となつてしまふ可能性を含んだ存在としてみなされるようになってい

る。実際、一九二〇年代後半は一九二七年三月に金融恐慌が起こり、職業婦人だけでなく社会一般においても生活不安が広がつていく時期であつた。新居は論説のなかで、「若し職業婦人に娼婦化の傾向があるとすればそれは職業婦人に限らない。この現代が挙げて娼婦化の傾向を示してゐるのである。」と言及した上で、低賃金からくる生活不安による職業婦人の娼婦化のプロセスを次のように分析している。

「第一が経済不安したがつて生活不安である。生活不安をもつ人間には利他的と虚無的の色が多少とも漂ふのにきまつてゐる。明日を以つて期待しえない人間が今日の生活に出来るだけの満足を求めなくなるのは当然だ。これは一言で尽きる。社会組織が悪いのである。今日の生活は今日で出来るだけ充足しやうとするものには未来を信仰はしない。だから理性的であるよりも情感的になる。それがエロチックにもさせ、娼婦化をもさせるのである。…現代女性は粗悪な、形態的な、欧米生活の様式を更に悪訳し誤訳した不見識の下に多少ともあくどい娼婦化があるとすれば私は顔をそむける。（新居、前掲記事）」

このように第一期には、左翼思想や婦人運動の影響のもと「似非ブルジョア婦人」「娼婦型」、あるいは「モガ」という内部批判も伴いながらも、職業婦人は「職業婦人」「社会変革者」というイメージを主軸に「①個人主義×平等」を主張する論説のなか

で論じられていたのである。

加えて、この時期の『婦人公論』誌上で興味深いのは、女性が「職業婦人」になることの意義について、従来の研究で多く語られ、また「社会変革者」イメージとともに上でも見出された「女性解放的」な意義のほかに、これまでの研究ではあまり取り上げられてこなかつた、家長として、または俸給生活者としての男性側にとつての意義も散見されることである。それは家長としての立場からは「男子の負担軽減」であり、また俸給生活者としての立場からは「男子の人間性回復」というものであつた。前者は作家の宇野浩二によつて次のように論じられている（『現代職業婦人の印象と批判』（五）婦人と職業その他」一九二四（大正一三）年七月号）。

「婦人が手に職を持つてゐるといふことは、…それを持つてゐることは婦人自身のためであると共に、男子のためにも安心であると思ふのである。私たち男子が、婦人の夫としても、父としても、或は彼女らを姉妹に持つたものとしても、これ迄のところでは、彼女等が職業を持つてゐないために、即ち彼女等が世間で一人立ちが出来ないために、彼女等を独立の境遇においた場合を想像して、甚だ安心が出来なかつたのである。さういふ点で、婦人は男子の負担であつた。…将来はあらゆる婦人が、現に男子が悉く職を持つてゐねばならぬやうに、彼女等も亦それを持たなければならぬやうになるだらうと思ふ。」

後者は、鉄道院や東京市電気局の官吏として勤める傍ら評論活動を行い、戦後日本出版協会会長や学校法人精華学園理事長などを務めた石井満の次の記事に現れている（『家庭及び社会より観たる婦人の職業』一九二三（大正一二）年五月号）。石井は、「わたくしの見る所に依れば職業の意味を今日のやうに骨まで搾取されなければならぬものとする思想と、家庭生活を今日の如く金庫の番人のやうに解する思想とからすれば、その職業生活と家庭生活とは相両立せざる性質を有してゐる」と資本主義の進展する社会における職業生活と家庭生活の両立の難しさを指摘する。そして、「男子の職業生活に依つて、如何に男子が人間性を喪失してしまひ、家庭生活を破壊してをるかを」危惧し、「労働問題が賃金の昂騰と、労働時間の短縮とを先づ以つて要求することは要するに男子をして家庭に帰らしめむとするものである。」と、男子の人間性回復の

ために家庭回帰を主張する。そして、男性のみならず両性の「生活上の幸福」ために「婦人はよろしく新たに開かれた職業において、少なくとも現在の男子と同等の地位を獲得すると共に、男女共同の力に依つて人々の職業生活に一転化を持ち来たすべきである。」と婦人の職業進出の必要性を説き、また一方で、「実質において空疎な、しかも葛藤と虚偽だらけな現在の家庭生活を平等にして自由な男女の共同生活にまで進歩させる」ことの必要性を説いている。

また、石井は女性の職業進出を実現する上で立ちほだかる問題も指摘している。それは、「この点に対して直ちに婦人に協力することを同意する男子が果して世間にとの位得らるるであらうか」ということである。石井が指摘するように、既存の社会において優位な立場を占めている男性の側があえてその優位な立場を投げ打ってまで女性に協力することは現実的に考えにくい。しかしながら、資本主義の進展による男性側の人間性喪失は加速の一途である。その現状を打開し婦人の職場進出を進めるために、「先づ以て婦人自らその見識と実力を練ると共に、相互に結合してその勢力となり、男子をして之を肯定せざるを得ざらしむるまでにする」ことを「職業婦人の誇るべき責務」と位置づけ「職業につく婦人のみのよくする所である」と奨励した。それとともに、「婦人問題を以て政治上の問題とのみする」のではなく、「現実の社会が、経済組織と法律制度と相交错して保たれるものなることを知ると共に、この二方面に対して問題の解決をすすむるの用意を怠つてはならぬ」と、経済組織・法制度の改変を継続的に進めていくよう論じている。

以上のような女性が職業婦人になることの男性側の意義に関する論理も相俟って、「①個人主義×平等」を主張する論説のなかでこの時期の職業婦人は、「似非ブルジョア婦人」、「娼婦型」、「モガ」という内部批判的なイメージを含みつつも、論者の期待のこもった「社会変革者」という理想的イメージで描かれていたのである。

対立論調…家族主義×対等…「母としての天職を失う女」

一方、「①個人主義×平等」に対立する「⑤家族主義×対等」は、職業は様々であるが、すべて男性執筆者によって論じられている。具体的には評論家・運動家の賀川豊彦（キリスト教社会運動家）、作家の平林初之輔、学者の河津暹（経済学者）、堀江帰一（経済学者）、本間久雄（英文学者）、官吏の田子一民（内務官僚）、医師の羽太鋭治、投

稿者の江水生の八名であった。

この「②家族主義×対等」の立場に立った論説のなかで、職業婦人は「母としての天職を失う女」として、「母」から排除された存在として批判的に描かれている。例えば、キリスト教社会運動家の賀川豊彦は次のように職業婦人を描いている。

「私は婦人が甲斐甲斐しく立ち働いてをる姿を見て嬉しく思ふ。職業婦人を見る度に毎に女性に対する一種の尊敬を加へる。ただ余りに職業化することは人間としての吾々を見失ふ恐れがある。私は女は何処までも女であつてほしい。即ち人類社会に対して母としての天職を全うして貰ひ度い。それは永遠の犠牲と永遠の報酬を念慮する崇高なる人格を基礎にして、家族を抱き、社会を抱き上げて呉れる努力を持つて貰はねばならぬ。…収入の減ることを考へて結婚すべき時期を失つたり、余りに職業の事を考へて愛する夫に対する義務を怠つたりすることは不幸の事だと思ふ。職業を持つことは少しも悪いことではない。しかし女が女であることを中止するのは最も悲しいことである。（現代職業婦人の印象と批判…（三）女は女として」一九二四（大正一三）年七月号）」

「母としての天職」という表現は女性に母役割を天職として結びつける考え方であり、この考え方は「母性」という言葉にもつながるものである。この「母性」という言葉は、沢山（一九七九）によれば、エレン・ケイの用いたスウェーデン語の *moderskap*（英語の *motherhood, maternity*）の翻訳語であり、大正中ごろから使われ始め、昭和期になって定着した言葉であるという。そして、小山（前掲書）によれば、「子を育てる際に母親が払う犠牲心や愛情を、「母心」「母性の喜び」とみなし、それは自然が女に与えたもの、先天的に女に備わったもの」として「母役割を合理化する「母性」という理論的装置が新たに登場してきたことにより、母親と子どもの一体感は一層強められて」いった（一六八）。そしてさらには母性の擁護、母性の尊重の必要性も認識されていき、当時の女たちに受け入れられていったという。

この「母としての天職を失う女」という批判的な職業婦人イメージは、単純に女性に内助を求める伝統的・保守的な良妻賢母主義の現れであるとみえるかもしれない。確かにそのような一面はこの時期の論調に多分に存在し、堀江帰一（婦人の職業を

排す」一九一六（大正五）年一月号）や本間久雄（「職業は果たして婦人に適するか」一九一八（大正七）年一〇月『女のアラ』号）、田子一民（「婦人本来の目的と婦人の職業」一九一九（大正八）年三月号）、羽太鋭治（「医学上より観たる婦人職業問題」一九一七（大正六）年七月号）といった論者の論説においてはそのような面がみられる。しかし、上の賀川の論説にみられるように、第一次大戦後の「母」を取り巻く状況の変化を反映したものであった。「母」を取り巻く状況の変化のなかで、当時、職業婦人の「母性尊重」「母性保護」をどのように実現していくかということについて二つの異なる立場が現れてきていたのである。

第一は右で引用した賀川も言及しているように、母を職業婦人化させないということである。賀川は「私は母親が家庭に引込んでをることを要退的だとは考へられない。寧ろさうする方が進歩であり、科学的」であるという見方をしている。

このように母親が家庭に引込んでいることが「進歩であり、科学的である」という考え方は、第一次大戦後に、主婦は家庭において科学思想の導入による生活改善や家事・育児の合理化を行うといった近代的な良妻賢母思想が高等女学校を中心に普及していったことと関連している（小山前掲書…一三二―一九一）。

一九一七（大正八）年の臨時教育会議の答申を受け、高等女学校令は一九一九（大正八）年七月に高等女学校令施行規則とともにその改正が交付された。この高等女学校令および高等女学校令施行規則においては改正点の中に授業時間数に関するものがある。数学・理科・家事の時間数が増加し、その反面、修身・音楽・図画の時間数が減少した。これにより、第一次大戦後の女子教育の大きな課題であった、科学思想の導入とそれにとりまなう家事の合理化を教えることによって合理的な感性や考え方を身につけた主婦を養成することの高等女学校における制度化が実現したのである。

この新しい良妻賢母イメージは、主婦自らの主導のもとに科学的・合理的に家政を管理していくことが目指されているという意味で、主婦は、夫に従属した存在であるとしても、家庭内においてある程度の自由・主体性と、夫と対等な存在へと上昇する可能性ももち、女性の側から見ても意義を持つものであった。そして、このような女性像の登場によって、女性にとって家庭は専念する甲斐のある場となっていた。その結果、伝統的な良妻賢母主義の考え方は異なったかたちであっても「母」になっても職業に従事する女性は「母としての天職」を全うできないものと考えられ、職業

婦人イメージは良妻賢母イメージに包含されないものととらえられていったものと考えられる。

職業婦人の「母性尊重」「母性保護」を実現するための第二の道は、主に社会改良的な視点に立つもので、山川菊栄が主張するように「婦人雇用に関する保護制度の発達」によって「婦人特有の生理的条件に適合するように労働状態を改善すること」である（「職業婦人問題の諸相」一九二五（大正一四）年三月号）。具体的には、深夜業の禁止や産前産後の休暇制度、生理休暇制度などがあげられる。ただし、戦前期には母性保護のための法律は工場法下の女子工場労働者に対する保護規定（労働時間について一四時間までの制限、産前産後各二週間の使用禁止）のほかには制定されず、職業婦人に対する保護規定は戦後一九四七年の労働基準法における母性保護に関する規定の制定を待たねばならなかった（桜井一九八七…八三―八九）。なお、上記の論点はマタニティ・ハラスメントやワークライフバランスなどの現代的な問題の水脈ともいえるものであり、職業婦人の抱える問題の根深さが伺える論点でもある。

当時、職業婦人として働くことと母性尊重が相容れない関係にある状況を前述の青野季吉は次のように論じている。

「婦人は、求職競争に優者となるためには、家庭も夫も捨て、母性をも顧みぬ覚悟を要するのである。それでない職業婦人としての社会的地位は保たれない。これらの例は母性尊重といふ要求を極度に無視して、職業上の必要だけを露骨に表明したもので、如何にも非道徳的に聞えるけれども、これが今日の職業婦人を生み、刻々にその数を増加させていく資本主義社会が、職業婦人に求める注文なのである。母性尊重などいふことは、一部の理想家の提唱であつて、資本主義社会はそんなものを悪魔にわたして仕舞つて、顧みぬのである。だから母性尊重といふ声は、その積極的な意義からすれば、今日の資本主義社会に於ける婦人の地位に対する一つの反抗の声なのである。…しかし母性尊重といふ事と、婦人の社会的活動といふ事とは、相容れぬといふのでは断じてない。狭い台所に這い回つて、夫の体僕となつてゐるのが、必ずしも母性を尊重する所以でないと共に、社会的に活発に活動することは、必ずしも母性を蔑視する所以ではない。否、健全なる人類の母たるの資格は、婦人が家庭の桎梏を破つて、社会的に自由に活動し得る時に、始めて奪還する

ことが出来る。今日の職業婦人的活動が母性の尊重と相容れぬのは、その職業なるものが真に自由な社会的活動を意味するものでなく、家庭的奴隷を、社会的奴隷にまで移したに過ぎぬものだからである。(「現代職業婦人の印象と批判」(四) 職業婦人と婦人の将来」一九二四(大正一三)年七月号)」

青野が論じるように、職業婦人的活動と母性の尊重は理念的には決して相容れぬものではなかったが、戦前期の職業婦人にとっては二者を両立できる環境が法律などによって整備されていくことはなく、戦前期を通じて相容れぬままであった。(さらにこの点は現代的な課題として残されているものでもある。)このことも、職業婦人が母から排除された存在としてイメージされていた要因の一つといえよう。上述の賀川も、「私は妻としての女、娘としての女が、母となる前に職業婦人になることを喜ぶのである。今日までの日本に於ける中産階級がその妻女を遊ばせて置いたのが間違っている」と未婚の女性や子どものない既婚女性の職業婦人化は推奨している。

なお、職業につく女性が増えるにつれて、家庭生活に入らずに、つまり、妻・母にならずに職業に従事する女性の増加も何人かの論者によって議論されたが、それらの女性は「老嬢(千葉亀雄「現代職業婦人の印象と批判」(十) 危険と疑問」一九二四(大正一三)年七月号)」と表現されたり、「中性人(上司小剣「現代職業婦人の印象と批判」(十一) 中性人の出現」一九二四(大正一三)年七月号)」として男性と女性の中間をいく存在としてみなされたりした。

そして後にも論じるが、この母性尊重をめぐって家庭内と家庭外(職場)での状況が対照的であったという点が、一九三〇年代の職業婦人イメージの分岐点となっているのである。

【第二期】

主な論調…個人主義…「自由を尊重されるべき存在」

第二期には、全体的に執筆者の女性化が進んだ(表五)。第一期には男性が三分の二(のべ五六名中三七名)を占めていたのに対し、第二期になると女性執筆者が増加して割合が逆転し、女性が三分の二を占めるようになっていく(のべ七三名中四九名)。

その傾向は特にこの時期に最も割合の高い「②個人主義」の論調の執筆者に顕著で

ある。この時期「②個人主義」は、金子しげり(二回)、高良富子、守屋東、山川菊栄といった運動家・評論家や、今井邦子、宇野千代、小寺菊子といった作家、木内きやう、成田順といった教育者、竹内茂代、吉岡弥生といった医師、企業人の戸塚文子(ジャパン・ツーリスト・ビューロー)、洋裁家の杉野芳子、著名人夫人の安部豊子(安部民雄(テニス選手で安部磯雄長男)氏夫人)という多様な女性執筆者によって論じられている。

この「②個人主義」の論説の立場に立った論説において、職業婦人は一九三〇年代における社会の統制が徐々に強まるなかで主に「自由を尊重されるべき存在」として描かれている。一九三〇年代は職業婦人に対して、女教員の制服導入、教員の風紀取り締まり(同僚間での結婚の禁止)、離婚の問題視など、様々な面で統制の空気が強まっていき、それが誌上で議論されるようになっていった時期である。そのようななかでこの立場に立つ論者たちは職業婦人の自由は尊重されるべきであると主張していったのである。例えば、女教員の制服問題においては、心理学者として日本女子大などで教鞭とった婦人運動家で、戦後参議院議員も務めた高良富子は、「女教員の服装について、もつと自発主義的な態度がほしいと私は思ふのです。自発的な考える力、判断する事を自らの手の内に納めて置かねばならぬ教育者が、唯命令によって、服装の様式迄指定される事は、自ら、教育の本義を失ひ、捨権するものだと思ひになりませんか。(「女教員の制服問題…制服の女教員?」一九三四(昭和九)年二月「娘を護れ」号)」と、論じている。

また、東京市が市内の校長に対して、原則として同僚間の結婚を許さず、男女教員の会合や交際に注意を払うことといった教員の風紀取り締まりの注意書を配布した事件に関して、評論家の山川菊栄は次のように指摘している。

「市が校長達に対してかういふ馬鹿げた注意書を配布したとすれば、校長は教員を代表して反対すべきであるし、都下の男女教員もこれを甘受すべきではあるまい。…

一般人に許されてゐる程度の個人的自由をすら教員に拒めば、今までも教員、特に師範出の教員にありがちな欠点とされた陰気な卑屈さ、陰険な偽善的な性格をますます強めることになり、児童の指導者として一層不適当な人物を作り上げる恐れはないのだろうか。…同僚間の真面目な愛情と理解とに出発した結婚は、他の同僚

にも生徒にも祝福されてよい筈。(「教員の自由(女性月報)一九三六(昭和一一)年六月「若妻受難」号)」)

さらに、働く婦人と離婚が問題になった際には、婦人運動家で戦後参議院議員も務めた金子しげりは、「経済的に独立できていれば離婚は割合簡単。女が働いて経済的に独立の力を持つと結婚も離婚も自由ですけれども、自由だといふことは必ずしも自由だから誰も誰もが離婚に走るといふ結論には私はならないだと思えます。(「働く婦人と離婚の問題…十日会にて」一九三六年(昭和一一)年三月「夫婦間の秘密」号)」と、経済的独立ができ自由な職業婦人と離婚を安易に結びつけがちな世間の見方をたしなめている。

以上のように、この時期最も優勢だった「②個人主義」の立場に立つ論説のなかでは、徐々に強まる社会の統制に対して、職業婦人を「自由を尊重されるべき存在」としてその自由を守るべく多くの女性執筆者によって主張されていたのである。

他の論調①…対等・平等…「母性を保護されるべき存在」

また、この時期には「④対等」と「⑧平等」の立場に立つ論調の割合も高まっていた。「④対等」は、評論家・運動家の下田将美、弁護士片山哲、医師の林藤、安田徳太郎といった複数の男性執筆者と、女性では評論家・運動家の石原清子によって論じられている。一方「⑧平等」は、評論家・運動家の加藤勘十、山川菊栄(七回)、金子しげり(二回)、北村兼子、作家の窪川稲子、教育者の木内きやう、政治家の鳩山一郎、中央公論社社長の嶋中雄作によって論じられている。

両者でみられたのは、戦争色が強まるなかで次国民育成のために社会における女性に対する「母性」の強まりをめぐる、職業婦人を「母性を保護されるべき存在」としてみなす議論であった。例えば、教育者で昭和六年に全国初の女性校長となり戦後は参議院議員も務めた木内キヤウは、女教員が妊娠した場合には妊娠中と産後の休職が必要であるとして、次のように論じている。

「妊娠中の母性を保障し、生れ出づる次代国民のよりよき発育をとげしむべきために、昭和十年度は意識的に無意識的に母性保護運動が各所に起りつつあり、母性

保護連盟の如きは陣容整ひ、大活動期に入つてをられる。…非常時日本に次々に起る社会情勢をみて、其の激流に押し流されんとする重荷を負へる母性を徹底的に保護せんとして内務省首脳部あたりの御意見が一致して、その保護のために法制の成案があるとか聞く。…右の案は数回研究協議が進められ、出来上がったもので、殊にこの休職期間中男子の兵役の場合と同様休職給も、代用教員も、且復職も容易(不良教員は別)ならしむる内規ありて、教育上よりも母子保護上よりも大によるべき事である。しかし法はそれを運用する人にありと信ずる。法の精神が如何に正しくとも、そこに現社会情勢に顧みて我等初等教育にたづさはる女教員の反省と憂慮とが要とせらるるのではないか、之が真実なる問題であると思ふ。(「女教員が妊娠した場合の問題…妊娠中と産後の休職」一九三五(昭和一〇)年七月「萌え出づる女性」号)」

また、この時期には職業婦人に対する生理休暇の問題も誌上で多数の論者によって議論されている。そのなかで、医師の安田徳太郎は、「生理休暇は全く新しい文化の魁として登場しなければなりません。生理休暇は勤労婦人の当然の要求として個人衛生でなしに社会衛生の対象として大きな意義を持つて参ります。そして職場で堂々と月経問題を論ずるといふ事が日本婦人の一歩前進を意味することになるのです。」と、生理休暇の導入に賛成したうえで、「職業婦人がお互ひの苦痛を具体的に話し合つて、自分達の正しい権利として、或る範囲の生理的自由を要求するのは、決して危険な思想である筈がありません。…強い国民を作るためには健康で活き活きした母性器官が必要です。…出来る限り早くに生理休暇を労働婦人に与へるか与へないかによつて、日本民族の将来がかかつてゐると云つても過言ではないと思ひます。(「職業婦人に生理休暇を！」一九三七(昭和一二)年四月号)」と、国家的・民族的な意義についても強調しつつ、その導入を主張している。

ただし、この「母性を保護されるべき存在」という職業婦人イメージにおいて、「④対等」と「⑧平等」を分けたのは、「母性保護」の平等化を後退させる可能性への危惧を含んでいるかどうかという点であった。「④対等」論者は母性保護のメリットばかりに目を向けているのに対して、「⑧平等」論者は、先に挙げた木内もそうであるが、その陥穽についても指摘している。例えば、金子しげりは生理休暇に関して、次のよ

うに論じる。

「良妻賢母をモットオとする国に於て、その母性器官の保護を個人衛生の範囲に押し込んで顧みない矛盾を嘲笑ふ前に、さういふ取扱ひから已に生まれつつある母性破壊の事実に戦慄しなければならぬ現状なのです。…この余りにも当然すぎる要求でさへが、悪くすると女を職場から後退させるもつけの口実になり易いだらうといふ点です。勿論それには団結の力と、戦術の研究が必要です。〔職業婦人に生理休暇を！…社会の健全な発達進歩のために〕一九三七（昭和一二）年五月号」

同様に山川菊栄も、「婦人の生理的限界を主張して、機会均等に反対する人々は、いつもこれらのハンデキャップを口実に利用し、婦人は到底重要な責任を伴ふ地位に就くことは不可能であると説く。けれどもかうして婦人の職業を制限する結果は却つて婦人の生理的条件に適した知的職業から婦人を締め出し、有害な影響を伴う重劇な筋肉労働にばかり追ひ込む結果となるので、婦人の職業範囲を拡大し、その選択の自由を拡大して、婦人がその生理的条件に適した職業につき得るようにしなければならぬ。…今日のままでは、取り替へ、引き替へ、健康な少女を酷使し得る限り酷使して放り出し、健全な母性としての条件を破壊して家庭へ帰すので、家庭こそ災難である。…男子としても、これを他人であり、競争者である職業婦人単独の問題としてではなく、自分の妻や妹や娘の問題として、同時に国民的な問題として大局から考へて、生理休暇獲得のために協力すべきであらう。〔職業婦人に生理休暇を！…生理休暇の問題〕一九三七（昭和一二）年五月号」と、生理休暇は男女の機会均等を拡大することを前提に、さらに男子の協力とともに国民的な問題として獲得されねばならないと指摘している。

他の論調②…個人主義×対等…「未来の良妻賢母」

他方で、「③個人主義×対等」の立場に立つ論者の割合もこの時期高まっていたが、この立場の論者も「②個人主義」と同様、女性が多かった。評論家・運動家の奥むめお（二回）、市川房枝、金子しげり、田子静江、富本一枝や、作家の北川千代、教育者の小泉郁子、著名人夫人の瀧田千代（『中央公論』編集者滝田樗牛夫人）によって

論じられている。男性では、少数派ではあるものの、評論家・運動家の馬場恒吾、教育者（教育学者）の山下徳治、企業人の濱田四郎（三越宣伝部）によって論じられている。

この論調においては、結婚と職業とが結びつけて論じられるようになった。すなわち、第一期に「⑤家族主義×対等」において「母としての天職を失う女」として、いわば良妻賢母から排除された存在として職業婦人が描かれたのとは対照的に、この時期には、職業婦人の成功は結婚し家庭に入り良妻賢母になることであると、「未来の良妻賢母」イメージが付与され、理想的・肯定的に描かれるようになっていったのである。

例えば、三越に所属し「今日は帝劇、明日は三越」というキャッチコピーを考案し、広告人として活躍した濱田四郎は、職業婦人としての職場での成功、すなわち勤務成績の良好であることが良縁を得て結婚するという幸せな良妻賢母への条件となり、良妻賢母へ転嫁することこそが職業婦人の成功であると次のように論じている。

「諸君に注意したいのは、諸君の成功には第一段と第二段とある。職業婦人として成功したといふのは、給料の上つた事、地位が上つた事、其部屋にて重宝視せらるる事、これは世間でいふ成功せる職業婦人といふものだが、私はこれに対し、更らに第二段の成功を主張する。…死ぬまで職業婦人として通すにも及ぶまい、夫よりは良妻賢母となつた方がどんなに幸福であるか分らない。良妻となるのに——良縁を得るには、其勤務の成績の良好なるが第一条件だ。職業婦人として最後の成功を見ない以前に、よろしく良縁を見付け其方に転嫁するに限ると思ふ。…私は職業婦人として成功しつつありと自惚気を出して、高く持する不心得なものは、終生の恨みを残すものである。〔職業婦人の特色と其成功〕一九三二（昭和七）年三月号」

さらに目指されるべき良妻賢母も、第一期の「⑤家族主義×対等」でみられたような伝統主義的な「因習と伝統に屈服する良妻賢母」ではなく、第一期の賀川の論調の延長上にある家庭の中心にあつて主体的に「社会と家族のために、太陽となつて其の生活を暖め深める」良妻賢母として描かれている。そして、そのような務めを果せるように社会のあり方を変えることも同時に説かれていった。例えば、読売新聞社の主筆・社長を務め、リベラリストの評論家として活躍した馬場恒吾は次のように論じる。

「私は職業婦人を尊敬する。併しそれは多くの女を職業婦人たらしめる現在の社会を尊敬するのではない。…婦人療養所・託児所…さうした設備は如何に完成しても、膏葉張りの効能しかない。それよりは初めから、女を健康を害するやうな職業に追ひやつたり、母から小児を引き離すやうな境遇を拵へないほうがよい。働かざるものは食ふべからずと云ふ事を押し広げて、女子に男子と全然同一の仕事せよと云ふのは無理であり、且つ愚かである。…正しき認識は男女を均一にする事ではなくして、性能に応ずる分業を認める事に存在する。…男と同じ仕事をする女には、男と同じ賃金を与へよと云ふのは正しい。だが、男がする事は、何でも女がすると、恰も階級闘争でもするかの如く、女が男に向つて挑戦するのは、穿き違へた婦人解放運動ではあるまいか。現に女が工場に入つて、男工を失業せしめる。其失業した男工が自分の父、又は兄、又は夫である場合には、かうした運動は社会を陰惨ならしめるのみだ。…因習と伝統に屈服する昔の良妻賢母主義を復活するのではない。妻となり、母とならんと欲する女性の欲求を満足に充たすやうに、社会の方を改めよと云ふのである。…婦人に不適当な労働を強ふる事を止めて、彼等に彼等の自然に欲求する職業を与へる事に目的を集中すべきである。〔現代職業婦人に与ふる書〕一九三一（昭和六）年九月「結婚前の後悔」号」

同様に、奥むめおも「僅少ななる経済的収益にも拘らず、競ふて職を求め、好んで、事務的機械的な仕事を職業として持ちたがる心には多分に資本主義的な金銭欲が災ひしてゐるのです。金銭価値こそ伴はないが、家事育児は楽しき工夫のうちに無限の創造的歓興を見出すことが出来るばかりでなく、支出を減らしてなまじひの職業生活に依つては得難い潤ひを経済上にも精神上にも得ることが出来るのに、この方面の婦人の関心が未だ向けられて来ないのは嘆かましいことと云わねばなりません。」と、主体的に家事育児に携わる主婦を肯定的に評価したうえで、「特別の才能や性格を持つ婦人は別として、婦人は、特に妻や母は収益のために働かず、社会と家族のために、太陽となつて其の生活を暖め深める方面に働くことが出来るやうに社会経済の組み立てを調整する外ないやうです。〔職業婦人荆棘の道〕一九三五（昭和一〇）年一二月号」と論じている。

【第一期・第二期を通じた断続的論調】…「男性の職域侵食・賃金低下・失業招来」これまで、論説における職業婦人イメージの変化をまとめてきたが、最後に職業婦人をめぐる論説において職業婦人の自由と平等の軸とは異なる次元で全期間にわたつて断続的に繰り返し論じられてきた論調を職業婦人イメージをめぐる通奏低音として紹介したい。それは「男性の職域を侵食し、賃金を低下させ、失業を招来する」という職業婦人イメージである。このような見方は論説記事一二九件中の約二割（二〇・九％）にあたる二七件（第一期一五件、第二期一二件）の記事でみられた。なお、論者の性別は、第一期には男性一三名、女性二名と男性がほとんどであったが、第二期には男性五名、女性七名と女性の方がやや多くなっている。

この論調は第一期の初期、すなわち女性の職場進出の端緒においては、「男子職業の範囲が婦人に依つて蚕食される（堀江帰一前掲記事）」や、「必要と境遇とは、容赦なく婦人を駆つて男子の仕事の領域に這入らせてゐる。（本間久雄前掲記事）」というように、男性の職域侵食としてとらえられることが多かった。

それが、第二期に入り不況が深刻化した一九三〇年前後においては、「女性の賃金の低廉なことは、男性労働者に取つては非常の脅威だ。雇用者は出来るだけ賃金の低廉な労働者を雇用する道理であるから女性労働者が大群をなして労働市場に現はれることは、男性の賃金を低廉ならしめ、男性労働者に失業と生活費低下の危険を感ぜしめることになるのである（土田杏村「現代日本における婦人職業の難点」一九三一（昭和六）年一〇月「全国婦人職業案内」号）」というように危機感をもって語られるようになった。ただし、上記のように語られたからといって職業婦人の進出が否定されたわけではなく、上の論者である土田は、続けて「私は先づ、右の事実を赤裸々に語つて、我が国の女性に警告したい。婦人職業の範囲の拡張せられることは、新時代の女性に取り甚だ結構なことではあるが、その展開せられた婦人職業の戦線が、賃金の低廉、男性への性的隷属といふ目標を以て指導せられるものとすれば、婦人職業の前途は決して樂觀すべきものでない。…それ故職業婦人は、その地位を確立するためにその職業をできるだけ早く「事務化」しなければならぬ。…職業婦人は自分の職業に事務的に自覚し、婦人が職業に従事することは、社会生活の常態にならなければならぬ（同上）」と職業婦人の地位の確立を説いている。

また、山川菊栄も同様に、「生活費のためには安い賃金でも仕方がないと諦めるこ

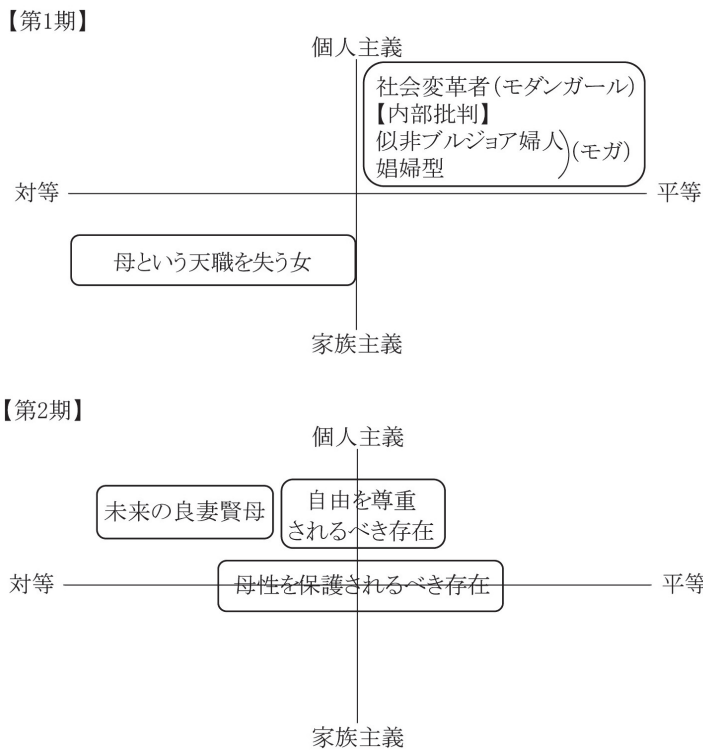


図7. 論説における職業婦人イメージとその変容

とが、あたり前のやうになつてしまつた時、結果は婦人だけの問題に止まらず、婦人に比較して安きに低きに就かうとしない男子側の就職を脅かすことになりまゝ。また男子の賃金が婦人並に引き下げられて行けば、家庭生活はますます苦しくなるばかりです。」と職業婦人の進出が男性側の就職の脅威や賃金低下の契機となりうることを説いた上で、「これを防ぐには男女の賃金率を同じにし、女だけが特別安く使はれることに、男も一緒になつて抗議しなければなりません。(「女性時評・婦人求職者を俟つもの」一九三四(昭和九)年五月「完全なる夫婦」号)と男性労働者のためにも男女同一賃金を主張していったのである。

【全期間を通じて】

男性の職域侵食、賃金低下、失業招来

以上より、論説における職業婦人イメージとその変容は図七のように整理することができる。第一期には、日本の思想界の変化と、女権拡張を使命としていた『婦人公論』のスタンスを反映し、「個人主義×平等」の立場に立つ論説がもつとも優勢であったが、そこにおいて、職業婦人は主に「社会変革者」として理想的に描かれていた。ただし、「平等」を鼓舞するために「似非ブルジョア婦人」として、また「個人主義」を鼓舞するために「娼婦型」として、「社会変革者」イメージの内部で批判的に描かれもした。また、一九二〇年代半ば以降にモダンガールが社会的に注目されるようになると、職業婦人はその肯定的な「社会変革者」としての側面がモダンガールのポジティブな側面、すなわち「真のモダンガール」と結びつけて論じられる一方で、批判的な「似非ブルジョア婦人」「娼婦型」としての側面がモダンガールのネガティブな側面である。「モガ」と結びつけて論じられた。一方、この時期には「個人主義×平等」に對立する「家族主義×対等」の立場に立つ論説も少なくない割合でみられ、そこにおいて職業婦人は「母という天職を失う女」として良妻賢母からは排除された存在として描かれた。

第二期には、日本社会における左翼思想の弾圧と日本が徐々に戦争へと進んでいくなかで社会の統制が強まっていくことを反映し、第一期に優勢であった革新的な「個人主義×平等」論調は弱まり、「個人主義」もしくは「平等」のどちらかの立場に立つ論調と、性別分業を肯定する「個人主義×対等」、並びに「対等」の立場に立つ論説の割合が高まった。「個人主義」の立場に立つ論説においては、強まる統制に対して職業婦人は主に「自由を尊重されるべき存在」として描かれ、「平等」と「対等」の立場に立つ論説においては、強まる母性尊重の風潮のなかで主に「母性を保護されるべき存在」として描かれた。一方で、「個人主義×対等」の立場に立つ論説においては「未来の良妻賢母」として職業と結婚が結び付けて肯定的に論じられるようになり、職業婦人は良妻賢母に接続された存在として描かれるようになっていった。

このように、第一期に優勢であった「社会変革者」イメージが希薄化し、第二期に「自由を保護されるべき存在」・「母性を保護されるべき存在」に分化する一方で、第一期には「母としての天職を失う女」として伝統的な良妻賢母から排除されていたイメージが、第二期には「未来の良妻賢母」として近代的な良妻賢母に接続されたイメージに変容したことは、社会変革、特に男女平等化が困難になった社会のなかで職業婦人

に残された実現可能な自己尊重の途を確保するための戦略のあらわれとして解釈することができる。評論家の長谷川如是閑は、一九三三（昭和八）年一月「女教員の女給問題」・「結婚解消問題是非」号の「女教員の女給問題」・批判「家庭と学校との嘘」のなかで、「彼女の墮落を非難する社会は、彼女等がその必然の墮落から免れんがため」の『反抗』を許さねばならないのである。文明国は墮落よりも反抗を健全と見ている。日本のブルジョア社会は『反抗』よりも『墮落』を選ぶといふならば、彼女の墮落を非難しないほうがいい」と言及しているが、このことは一九三〇年代当時の男女平等化へ向けた社会運動が困難になっていく日本社会の空気を職業婦人の立場からとらえたものとして示唆的である。

また、自由と平等の軸とは異なる次元で「男性の職域侵食・賃金低下・失業招来」という職業婦人イメージが職業婦人をめぐる論説のなかで通奏低音として全期間を通じて描かれ続けていたが、これは当時の職業婦人が男性の脅威としてとらえられていたことを示すとともに、現代社会においても進行中である男女平等社会の実現に向かう道のりの長さを暗示しているものと見ることができよう。

五 まとめと考察

以上、戦前期の婦人雑誌『婦人公論』に掲載された「職業婦人」に関する記事を分析することを通じて、中流家庭の教養女性を中心とした読者層に対する職業婦人イメージの形成、変容について量的・質的両面から分析・検討してきた。

戦前期『婦人公論』における「職業婦人」に関する記事は、論説記事がもつとも多く、次いでレポート、手記、そして第二期の誌面の大衆化にもなつて増加した実用記事の四つのジャンルを中心として展開していった。そのなかで、記事数の多いレポート・手記と論説に注目し、レポート・手記の分析を職業婦人をめぐる世論（≡ポピュラー・センチメンツ）の分析として位置づけ、「称賛」―「修養」（レポート）、「充実」―「不平」（手記）を軸とした記事の量的分析を行い、各時期の特徴と変容を明らかにした。加えて、論説の分析を職業婦人をめぐる輿論（≡パブリック・オピニオン）の分析として位置づけ、「自由」―「平等」を軸とした分析から論説を整理し、その各タイプの論説の

なかで描かれた職業婦人イメージを時期別に抽出し、変容を明らかにすることができた。

レポートの称賛記事で頻繁に取り上げられ、読者の憧れの職業となつていたのは全期間を通じて芸術・芸能・マスコミ関係といった、いわゆる「たしなみ系」の職業に従事する職業婦人であった。ただし、第二期には専門・技術職、いわゆる「手に職系」の職業婦人も増加し、『婦人公論』の読者層にリスpekタブルな職業としてみなされる職域は拡大していった。ただし、これらの職業婦人に対しては修養記事においてその徳性、具体的には職業につくことによる虚栄・墮落が詳細に描かれており、主要読者層の属する中流家庭の女性がこのらの職業につくことに対する警戒感・忌避感戦前期を通じて持続していたものとみることができよう。

手記においては、両時期ともに充実記事よりも不平記事に登場する職業婦人が多く、なかでも専門・技術職の職業婦人による職場への不平の件数が多かった。このことは、一方で戦前の職業婦人の不遇さを表し、修養記事と同様に、同時代の中流家庭の女性の職業につくことに対する忌避感を煽ることになったものと考えられるが、他方では、自分の考えを言葉にすることによって主体性を獲得し、当時の女性の美徳である従順や忍耐という価値観（婦徳）を相対化することによって自ら及び読者の世界観を揺さぶり、徐々に変容させていくことにもつながっていったものと考えられる。ただし、誌面に登場しやすかったのは、専門性や技術を持つことから比較的収入が多く「職業的自覚」に至る可能性の高い（と世間からもみなされていた）「手に職系」の職業婦人であったのだろう。また、第一期から第二期にかけて充実記事が減少し、また職場への不平の記事も減少し、その一方で家庭への不平が増加したことも見逃せない変化である。これは、『婦人公論』の大衆化と並んで社会全体で社会運動の活発だった一九二〇年代から戦争へと進んで行く一九三〇年代へと時代状況の変化の影響を反映し、公的なことがらから私的なことがらへの注目へと誌面の視点が変化していることと表れの一端としてとらえられよう。

論説の分析からは、職業婦人イメージは、社会運動・婦人運動の盛んであった第一期には主に女性解放・女権獲得を支持する立場に立つ論者による理想的な「社会変革者」を中心とし、かつ内部批判的な「似非ブルジョア婦人」「娼婦型」も包含したイメージと、伝統的・保守的な良妻賢母を支持する立場に立つ論者による「母としての

天職を失う女」というイメージが対照的に描かれていた。しかし、左翼思想が弾圧されるときにも徐々に戦争へと進んでいくなかで社会における統制が強まっていった第二期には、第一期の「社会変革者」イメージは稀薄化し、個人主義擁護の立場に立つ論者によって「自由を尊重されるべき存在」として描かれ、かつ、強まる母性尊重の風潮のなかで平等と対等を支持する立場に立つ論者によって「母性を保護されるべき存在」として描かれた。一方、第一期の「母としての天職を失う女」イメージにかわって、個人主義と対等を支持する立場に立つ論者によって職業婦人は「未来の良妻賢母」として、近代的な良妻賢母に接続された存在として描かれるようになっていった。

このような、第一期に優勢であった「社会変革者」イメージが希薄化し、第二期に「自由を保護されるべき存在」・「母性を保護されるべき存在」に分化する一方で、第一期には「母としての天職を失う女」として伝統的な良妻賢母から排除されていたイメージが、第二期には「未来の良妻賢母」として近代的な良妻賢母に接続されたイメージに変容したことは、男女平等化が困難になった一九三〇年代の日本社会のなかで職業婦人に残された実現可能な自己尊重の途を確保するための戦略のあらわれとして解釈できる。

また、自由と平等の軸とは異なる次元で全期間を通じて描かれ続けた「男性の職域侵食・賃金低下・失業招来」という職業婦人イメージは、職業婦人をめぐる論説のなかで通奏低音として当時の職業婦人が男性の脅威としてとらえられ続けたことを示すとともに、現代社会においても進行中である男女平等社会の実現に向かう道のりの長さを暗示するものといえよう。

六 終わりに

本稿では、戦前期の婦人雑誌『婦人公論』における職業婦人イメージの形成と変容について、量的・質的両面から分析・検討してきた。そのなかで時期によって職業婦人イメージに変化がみられると同時に、職業婦人に関する記事のジャンルも変化していることが見出された。今後、読者層の異なる雑誌について同様の視点で分析を進めていくことによって、こうした変化の意味をより明らかにしていくことが必要である。

戦前期の職業婦人イメージについて複数の雑誌を比較することにより、重層的に分析と考察を進めるつもりである。

本研究をもとに、女性の教育と職業との関係を視野に入れた研究へと進めていくことが今後の課題である。

【注】

一 小山（一九九一）は第一次大戦後には、女性が「家事・育児に支障のない範囲で（二六八）」「女性の特性（一六一）」を発揮できる分野の職業に就くことは良妻賢母思想からはずれるものではないという新しい良妻賢母像が登場してきたことを指摘している。また、小山と同様の立場に立ち、職業婦人否定論と肯定論を検討した林・中根（二〇〇五）も、「職業婦人」とは主として中程度以上の教育を受けた近代的職業に従事する「中流」女性であった「ために、「職業婦人」をめぐる議論は、良妻賢母規範の基盤にこそ展開したと見ることができよう。」と言及している

二 ただし、『婦人公論』は戦前期を通じて、社会主義を支持するまでに左傾化せず、あくまでも自由主義の立場にとどまった。この点については社史において繰り返し論じられている（中央公論社一九五五・三七八、一九六五・一六二―一六三など）。

三 「レポート」には特定の職業婦人に対する人物レポートのほかに、職業婦人の起こした事件に関するルポルタージュや、評伝を含む。

四 「創作」には職業婦人を扱った小説、漫画、戯曲が含まれている。

五 「修養」とは一般的には品性を磨き、人格を高めることという意味である。ただし、この言葉の意味について木村（二〇一〇）は、『主婦之友』の読者欄の分析を通じて、「この「修養」という言葉は、現実に自分が抱える問題を「運命」として「諦め」て「受け入れる」姿勢を身につけることと同義で使われることが多い。自分と同じ、もしくは自分以上に不幸な女性の身の上を誌面で知ることによって、自分も忍耐しようとする

るパターンの投稿が多く見られる（木村二〇一〇：八六―八七）と述べている。この点を参考に「称賛記事」の逆のベクトルを向いた記事を、ある特定の女性を批判的に描くことで読者の修養を促す記事という意味で「修養記事」とした。

六 手記・レポートにおける評価とその側面の具体的事項を左表に示す。

		肯定的評価	批判的評価
レポート		称賛	修養
	知性	地位名声、高給・高収入	左翼思想
	徳性	模範的態度	墮落
	属性	円満な共稼ぎ	職場：待遇（低賃金） 家庭：家計逼迫（主に父兄の死・放蕩・左傾化等による） 家族の無理解、独身、理想の結婚
手記		充実	不平
	知性	面白さ、達成感	職業を持ったことで自身に備わった批判精神
	徳性	真面目さ	師範気質、自惚れ、倫理観の欠如、気の緩み
	属性	職場結婚、円満な共稼ぎ	職場：待遇（低賃金）、偏見、誘惑、恋愛禁止 家庭：家計逼迫（父兄の死・放蕩・左傾化等による）、家族の無理解、独身

【文献】

天野正子、一九八六、『女子高等教育の座標』垣内出版。

藤目ゆき、一九九七、『性の歴史学——公娼制度・墮胎罪体制から売春防止法・優勢保護法体制へ』不二出版。

アンドルー・ゴードン著、大島かおり訳、二〇一三、『ミシンと日本の近代——消費者の創出』みすず書房。

林雅代・中根春佳、二〇〇五、『良妻賢母と職業婦人』『アカデミア人文・社会科学編』、八一、一四一—一六〇。

福島裕敏・村越純子、二〇〇五、『義務後教育機関をめぐる教育人口動態』木村元編著『人口と教育の動態史一九三〇年代の教育と社会』多賀出版、一三七—二二五。

今田絵里香、二〇〇七、『少女』の社会史』勁草書房。

稲垣恭子、二〇〇七、『女学校と女学生——教養・たしなみ・モダン文化』中央公論新社。

伊東壮、一九六五、『不況と好況の間』南博編『大正文化』勁草書房、一八三—一八七。

岩下清子、一九六九、『第一次大戦後における「職業婦人」の形成』『社会学評論』一九(四)、四二—五三。

門脇厚司、一九八八、『新中間層の量的変化と生活水準の推移』日本リサーチ総合研究所編『生活水準の歴史的分析』総合研究開発機構。

鹿野政直、一九八三、『戦前・「家」の思想』創文社。

——、『二〇〇四、『現代日本女性史——フェミニズムを軸として』有斐閣。

木村元編著、二〇〇五、『人口と教育の動態史——一九三〇年代の教育と社会』多賀出版。

木村涼子、二〇一〇、『主婦』の誕生——婦人雑誌と女性たちの近代』吉川弘文館。

近代女性文化史研究会、一九九六、『大正期の女性雑誌』大空社。

——、『二〇〇一、『戦争と女性雑誌——一九三一年—一九四五年——』ドメス出版。

小山静子、一九九一、『良妻賢母という規範』勁草書房。

——、『一九九九、『家庭の生成と女性の国民化』勁草書房。

金野美奈子、二〇〇〇、『OLの創造』勁草書房。

栗田確也、一九六八、『出版人の遺文 中央公論社 嶋中雄作』栗田出版。

南博・社会心理研究所、一九六五、『大正文化——一九〇五—一九二七』勁草書房。

——、『一九八七、『昭和文藝』勁草書房。

松田ふみ子編、一九六五、『婦人公論の五十年』中央公論社。

牟田和恵、一九九六、『戦略としての家族——近代日本の国民国家形成と女性』新曜社。

——、『二〇〇〇、『良妻賢母』思想の裏表』青木保・川本三郎・筒井清忠・御厨貴・山折哲雄編『女の文化 近代日本文化論八』岩波書店、二三一—四六。

村上信彦、一九七二、『明治女性史 中巻後編』理論社。

——、『一九八三、『大正期の職業婦人』ドメス出版。

内閣統計局編、一九二九、『職業 國勢調査報告 大正九年 全國の部 第二巻』内閣統計局。

——、『一九三五、『職業及産業 國勢調査報告 昭和五年 第二巻』東京統計協会。

中尾香、二〇〇九、『進歩的主婦』を生きる——戦後『婦人公論』のエスノグラフィ——作品社。

永原和子、一九八二、『良妻賢母主義教育における「家」と職業』女性史総合研究会編著『日本女性史 四 近代』東京大学出版会、一四九—一八四。

永嶺重敏、一九九七、『雑誌と読者の近代』日本エディタースクール出版部。

野田正穂・志賀寛子、一九六一—一九六二、『サラリー・ガールの明治・大正・昭和史(一)——(二)』『銀行労働調査時報』一三二—一三四、一三七、一三九—一四二、一四五—一四六。

——、『一九六六—一九六七、『続・サラリー・ガールの明治・大正・昭和史(一)——(六)』『銀行労働調査時報』一九二—一九三、一九六—一九七、二〇〇—二〇一。

大橋隆憲編著、一九七二、『日本の階級構成』岩波書店。

岡満男、一九八一、『婦人雑誌ジャーナリズム——女性解放の歴史とともに』現代ジャーナリズム出版会。

落合恵美子、一九九四、『二世紀家族へ』有斐閣。

- 労働省大臣官房労働統計調査部編、一九五一、「統計からみたわが國の労働爭議」労働省大臣官房労働統計調査部。
- 斎藤美奈子、二〇〇〇、『モダンガール論—女の子には出世の道が二つある』マガジンハウス。
- 桜井絹江、一九八七、『母性保護運動史』ドメス出版。
- 佐々木啓子、二〇〇二、『戦前期女子高等教育の量的拡大過程—政府・生徒・学校のダイナミクス』東京大学出版会。
- Sato, Barbara. 2003. *THE NEW JAPANESE WOMAN MODERNITY, MEDIA, AND WOMEN IN INTERWAR JAPAN*. Duke University Press, Durham and London.
- バーバラ・佐藤編、二〇〇七、『日常生活の誕生—戦間期日本の文化変容』柏書房。
- 佐藤卓己、二〇〇二、『キング』の時代 国民大衆雑誌の公共性』岩波書店。
- 、二〇〇八、『輿論と世論—日本の民意の系譜学』新潮社。
- 沢山美果子、一九七九、『近代日本における「母性」の強調とその意味』『女性と文化』白馬出版。
- 清水美知子、二〇〇四、『〈女中〉イメージの家庭文化史』世界思想社。
- Silverberg, Miriam. 2006. *The Modern Girl as Militant, Erotic, Grotesque Nonsense: The mass culture of Japanese modern times*. University of California Press: 51-72.
- 鈴木幹子、二〇〇〇、『大正・昭和初期における女性文化としての稽古事』青木保・川本三郎・筒井清忠・御厨貴・山折哲雄編『女の文化 近代日本文化論八』岩波書店、四七—七二。
- 総理府統計局編、一九四〇、『職業（私製）——国勢調査報告 第三卷』総理府統計局。
- 竹内洋、一九九五、『日本のメロトクラシー——構造と心性』東京大学出版会。
- 、二〇〇三、『教養主義の没落』中央公論新社。
- 、二〇〇五、『立身出世主義——近代日本のロマンと欲望 増補版』世界思想社。
- 、佐藤卓己・稲垣恭子編、二〇一四、『日本の論壇雑誌——教養メディアの盛衰』創元社。
- 田崎宣義、一九九〇、『女性労働の諸類型』女性史総合研究会編著『日本女性生活史 四 近代』東京大学出版会、一六三—一九七。
- 垂水千恵、二〇〇六、『エッセイモダンガール』垂水千恵編、和田博文監修、『コレクション・モダン都市文化 第一六卷モダンガール』六七五—六八七。
- 中央公論社、一九五五、『中央公論社七十年史』中央公論社。
- 、一九六五、『中央公論社の八十年』中央公論社。
- 寺出浩司、一九八二、『大正期における職員層生活の展開』日本生活学会編『生活学』第七冊、ドメス出版、三四—七四。
- 富澤知佳子、二〇〇五、『第六章 青少年労働の新展開と職業観の変容 第二節 職業選択の動向—戦間期の青少年女子労働力をめぐって』木村元編著『人口と教育の動態史』多賀出版、三二七—三六七。
- 上野千鶴子、一九九〇、『家父長制と資本制——マルクス主義フェミニズムの地平』岩波書店。
- 私たちの歴史を綴る会編著、一九八七、『婦人雑誌からみた一九三〇年代』同時代社。
- 山本起世子、二〇一三、『民法改正にみる家族制度の変化—一九二〇年代—四〇年代—』『園田学園女子大学論文集』第四七号、一一九—一三二。
- 山崎貴子、二〇〇九、『戦前期日本の大衆婦人雑誌にみる職業婦人イメージの変容』『教育社会学研究』八五、九三—一一二。
- 米田佐代子、一九九四、『主婦と職業婦人』岩波講座 日本通史 第一八卷 近代三 岩波書店、一六九—二〇三。

Formation and Transformation of Images of Working Women in "*Fujin-Koron*" during the Prewar Period Following World War I

Takako HAMA

Department of Liberal Arts and Sciences, Faculty of Engineering